

# 連続講座

## 連続公開講座「LGBTをめぐる法と社会 —過去、現在、未来をつなぐ—

### LGBTと行政

### 安心・安全に暮らせるまちづくり

20180922(土)15:00~17:00

後楽園キャンパス 5号館5233号室



日本大学危機管理学部

准教授 鈴木秀洋

# 講演内容・論点

2

- 1 人が、住民が、安全安心にその地域で生きていけるためにはどのような環境(物理的・心理的)が必要なのでしょうか。
  - 2 行政は地域の一人ひとりの安全安心に対して何をしていく責務・義務を負っているのでしょうか。(社会契約論、信託論)
  - 3 LGBT の問題は行政課題の中でどのような位置付けがされる問題なのか。
  - 4 自助・共助論の強調、抽象的理念提示が今までの手法だったのではないか。
  - 5 【今掘り下げる】鈴木試論(行政への提言)
    - ①差別を差別と言えない環境を作ってはいけない(制度論)。
    - ②差別を差別と認識しない感情麻痺状況を融かす(当事者、第三者)。
    - ③(i)被害者の言い分を個別化して排除すること、又は  
(ii)自らの先行行為を矮小化して、  
被害者の訴えを自分への攻撃として喧嘩両成敗に持ち込む手法  
若しくは被害者の訴えを感情的・行き過ぎた加害者への攻撃である  
として排斥する手法 こうした手法への対処  
(故意者又は加害者教育の試み・認知の歪み)
- 以上のようなことを考えながら聞いていただければ

# 行政が取り組むべき課題の「ど真ん中」

3

- 行政の基本の原理・原則  
⇒法の支配、法律による行政

- ☆ ①個人の幸福追求権(憲法13条)の問題であり、  
②平等権(憲法14条)の「性別」(ジェンダー)に関する問題  
～「疑わしい範疇」の問題

- 公務員の憲法尊重擁護義務(憲法99条)
- 公務員の宣誓義務

行政における あらゆる ①制度(施策)と②意識の土台・横串とすべきもの

- みなさん、職場に戻ったら、学校の教室に戻ったら、  
もう一度、静かに目を閉じて  
周囲の会話を今日の講座の視点で聞いてみましょう。  
誰かが傷ついているかもしれない、不快に思って我慢しているかもしれない。

→それでは、まず文京で「ジェンダー」担当課長としてやってきたことについて話を進めます。

# 文京区男女平等参画推進条例制定まで

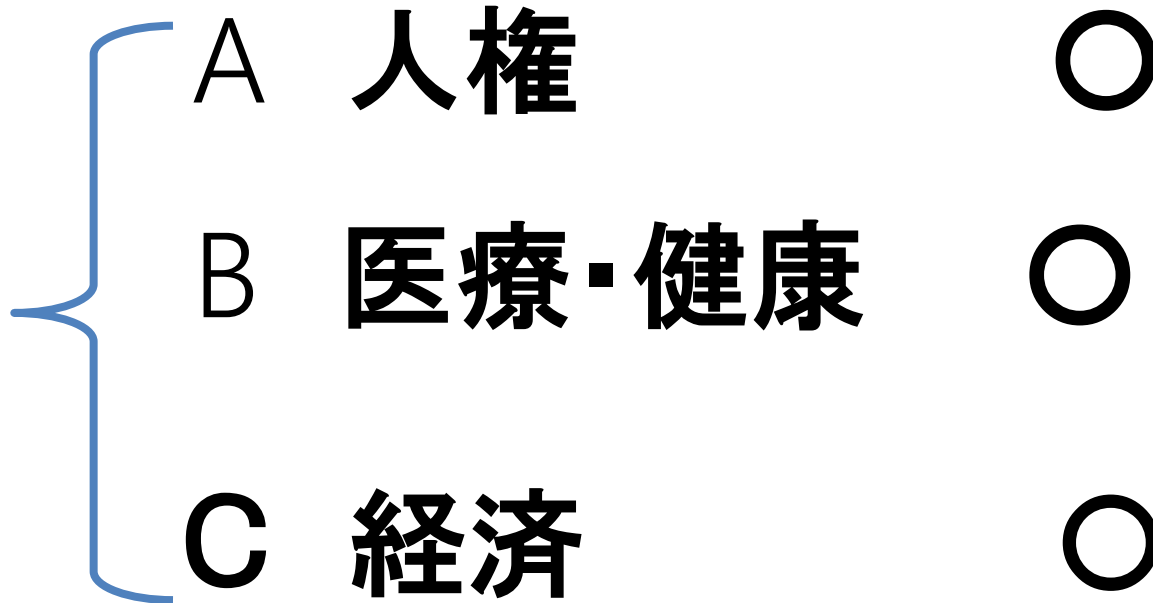
(H25.9.27公布・同11.1施行)

4

- ① 条例制定の検討自体：平成13年の推進会議における提言
- ② 平成21年の住民意識調査 ※行政の好きな調査！  
「条例が必要である」 > 「必要性を感じない」
- ③ 同推進会議では条例制定に関する意見書を区に提出  
(H25. 1. 25)
- ④ **条例の基本的な考え方を策定・議会報告**  
**～パブリックコメント(同3月～4月末)や区民説明会等**  
**その他意見聴取、研究者・弁護士等からのアドバイス**
- ⑤ **区長提案(第3回定例会9月5日)**
- ⑥ **平成25年9月27日に全会派の賛成を得て可決**  
**同11月1日から施行**

# 男女平等の問題

そして性自認・性的指向の位置付け  
→ A・B・C の問題として【戦略】

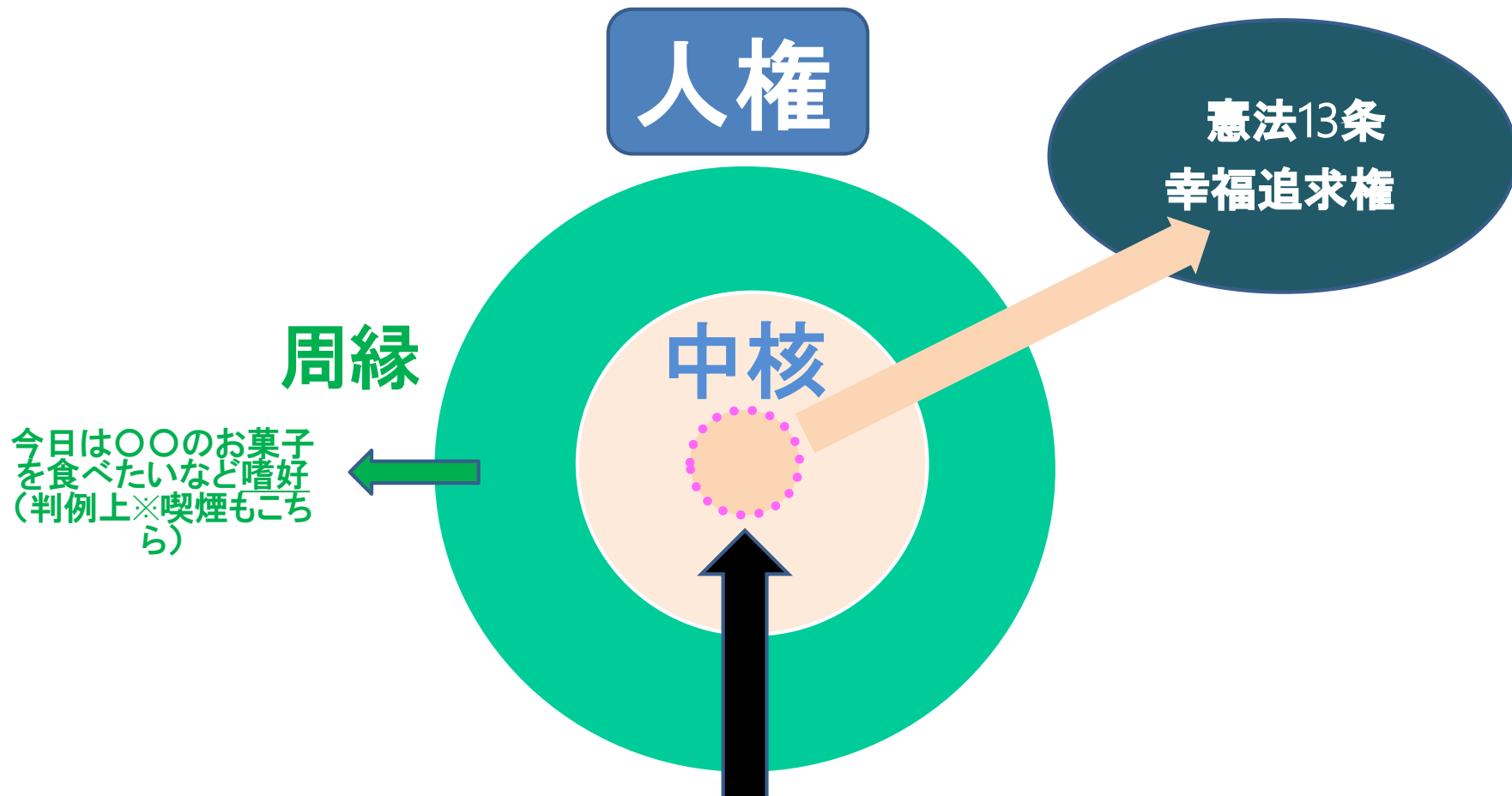


※ イデオロギー対立に  
巻き込まれないために！（保守も革新も関係ない）

# 条例の基本的考え方【哲学・根本の考え方】

## 性自認・性的指向の位置付け

6



今日は〇〇のお菓子を食べていたいなど嗜好  
(判例上※喫煙もこちら)

性自認・性的指向の問題は  
人格の中核部分の問題ではないか？

# 「性(別)」の平等と多様性

## 【哲学・根本の考え方】

7

固い  
男女の捉え方

時代の変遷



緩やかな(多様な)  
男女(グラデーション)  
の捉え方

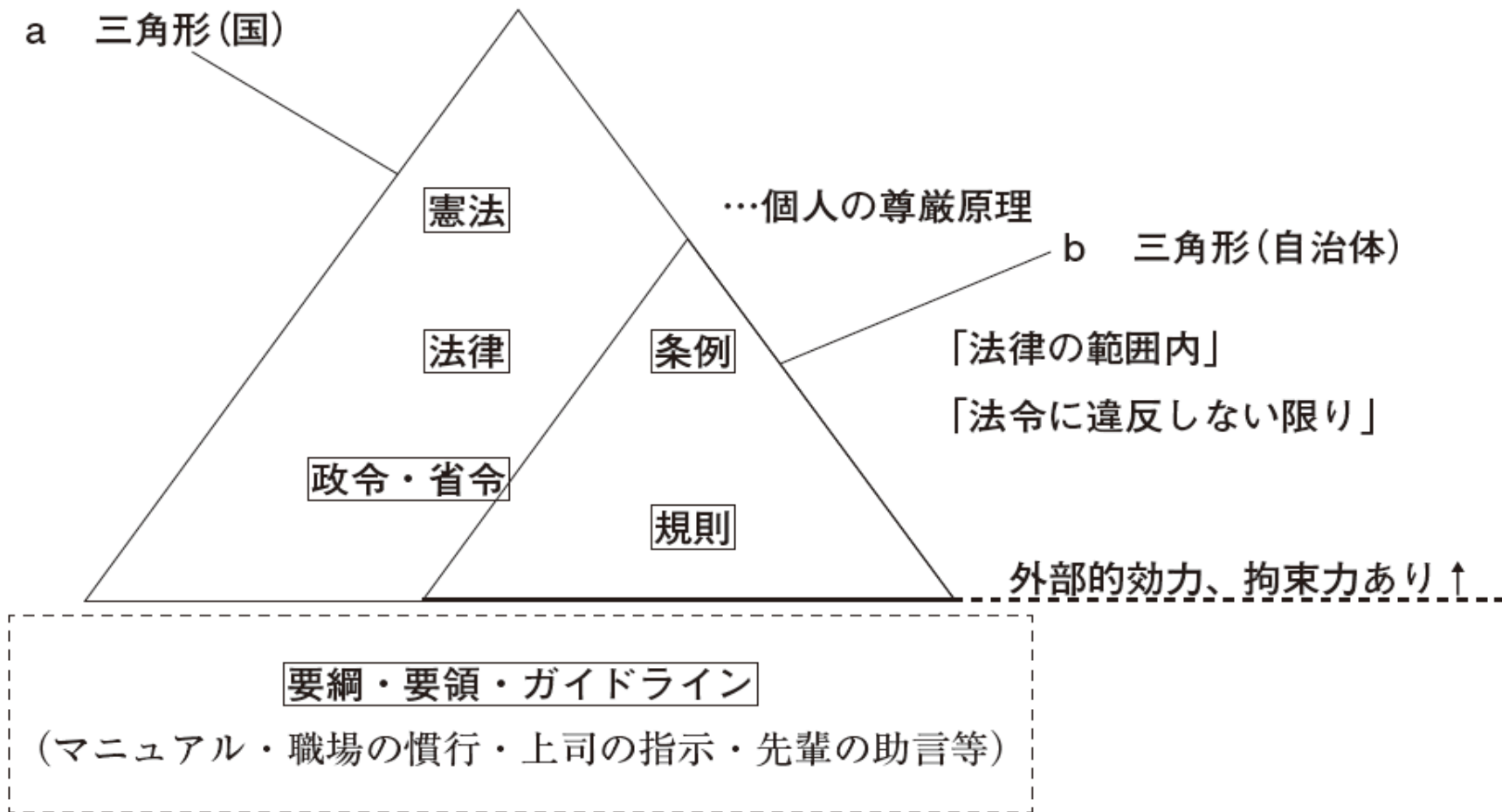
旧 男女平等条例

新男女平等条例  
文京区等

# 行政マンが施策を考える場合に不可欠な リーガルマインド

【根本知識(地方分権後の行政マンの必須知識!!)】

鈴木秀洋「行政救済実務ハンドブック」 55頁より





# 文京区男女平等参画推進条例

(H25.9.27公布・同11.1施行)

## 【背景・エビデンス・根拠】

9

条例に禁止事項として

【性的指向・性的自認に起因する差別禁止】明示

### ①【法体系との整合性】

・憲法13条及び憲法14条:性別による差別禁止の射程内(※幸福追求権・性の多様性)の議論との理解

・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (2003年成立)

### ②【国際的な流れ】

国連総会共同声明(2008)、国連人権理事会共同声明(2011)、SOGI人権決議賛成投票(2014)・・・今の時代の男女平等条例の標準装備との理解

### ③【現実のいじめ・虐待の事実】

現実に児童虐待・DV等の原因になっているという実態

(いじめ等で自殺等に追い込まれる事態)への現実対応の必要性

### ④【政治状況】女性が輝く社会の強調



# 東京新聞 (平成25年10月27日付)

内閣府や総務省の担当者は「同様の条例は把握していない」としている。

「差別や偏見に悩む人は実は誰の周囲にもいて、非常に身近な問題。条例制定を機に考えてほしい」と語る。

## 文京、多摩が条例で差別禁止

# 性的少数者配慮 自治体も動く

欧米で同性婚の議論が高まる中、国内でも同性愛や性同一性障害など、性的少数者（LGBT）への差別禁止や配慮を明確に打ち出す自治体が出てきた。東京都文京区と多摩市は先月下旬、都内の自治体で初めて、性的指向と性的自認による差別禁止を盛り込んだ条例を採択。多様な性を認める社会の一步を踏み出した。内閣府や総務省の担当者は「同様の条例は把握していない」と語る。

性的少数者への差別禁止が明記された多摩市の条例。性的指向や性的自認による差別禁止をうたった条例文を指す文京区の鈴木課長＝文京区役所で



「外見で性別が分かりにくい私は奇異な目で見られたり、選挙の投票の際など入前でも人確認されたりするのが苦痛だった。日常の小さなことから変わりたい。学校や職場」

### 「身近な問題」周知狙う

「LGBT」とはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害者）を指し、生まれながらの性別と異なる性別で生きてきたことを指す。全国的に約7万人が推計され、人口の約0.2％に達と推計された。偏見や差別をなくし、誰もが生き生きと暮らせる社会をめざす。自治体は、LGBTに関する情報を積極的に発信し、差別禁止をうたった条例を制定する自治体が増えている。東京都文京区は先月、性的指向や性的自認による差別禁止を盛り込んだ条例を採択した。多摩市も同日、性的指向や性的自認による差別禁止を盛り込んだ条例を採択した。東京都文京区は先月、性的指向や性的自認による差別禁止を盛り込んだ条例を採択した。多摩市も同日、性的指向や性的自認による差別禁止を盛り込んだ条例を採択した。

「区は相談支援事業や教育現場での啓発も検討している。区男女協働、子ども家庭支援センターの鈴木秀洋課長は「差別や偏見に悩む人は実は誰の周囲にもいて、非常に身近な問題。条例制定を機に考えてほしい」と語る。多摩市も「女と男の見も踏まえ、盛り込んだり」。LGBTについては

二〇〇八年、日本を含む六十余国が国連総会に人権保護の提案を求め、米国の共同署名。米大統領が同性婚を支持し、今年六月は連邦最高裁が「婚姻は男女間に限る」と定めた法律を違憲とした。関西では、大阪府淀川区がゲイを表彰する。大阪・神戸・米田総領事館のリネハ総領事と区長との対談が発端で、先月、支援を言。職員研修や正しい情報の発信に力を入れる。担当者は「行政が動くことで当事者を見える存在」にし、一人ではないというメッセージを伝えたい」と語る。





# 条例制定後の必要な取組

13

**制度構築後** ※1行が生きてくる！ここ勝負

(ア)更なる具体化

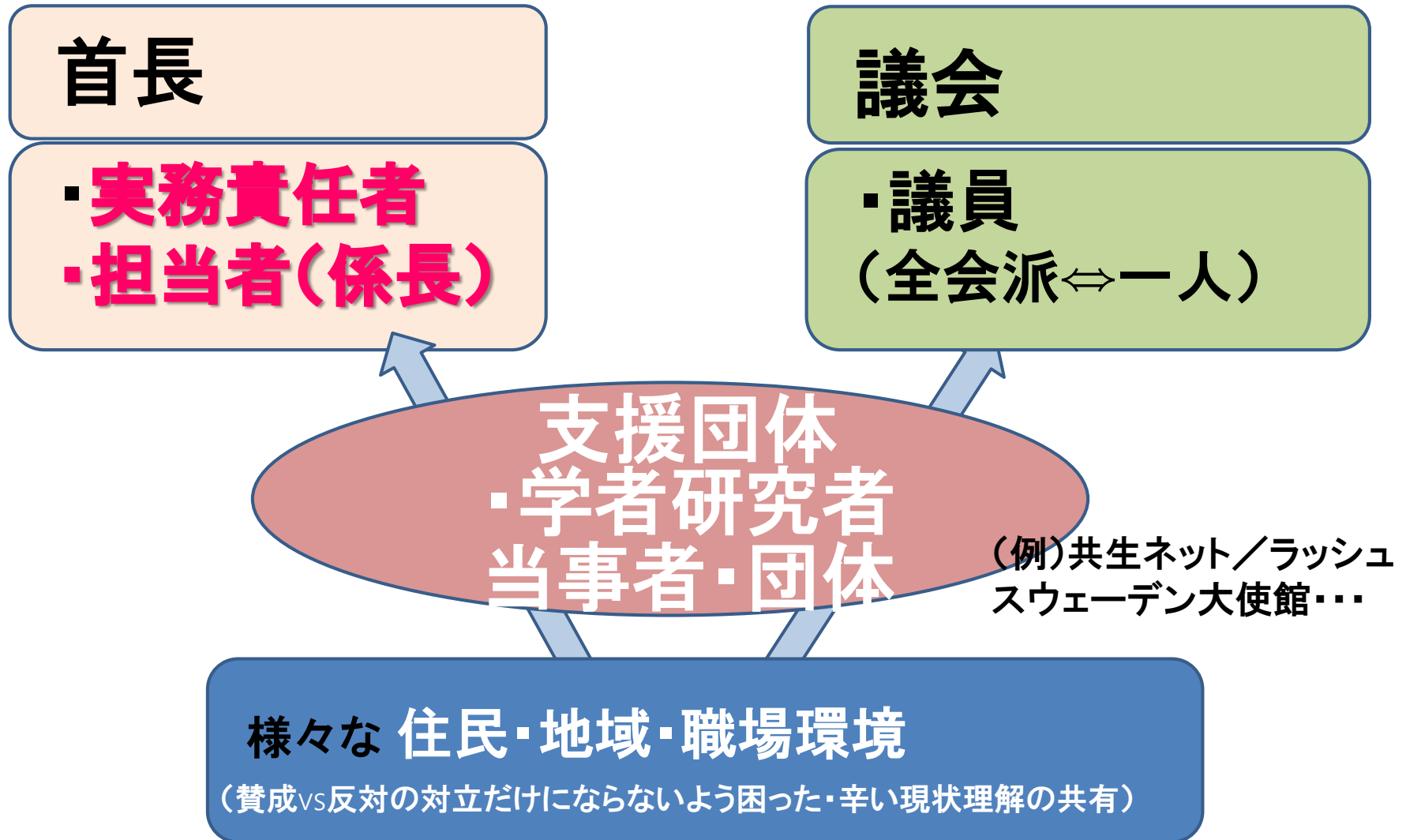
(イ)実効性担保・継続性(研修・訓練)

☆ **PDCA** ☆

人が変わろうとも明確な  
根拠(条例・制度)の下、  
具体構築と実効性担保を！

# 行政を動かす主体の考察 (必要なファクターの理解)

14



# 相談窓口の拡大(設置・周知)

15

LGBTや性(性被害)に関すること

- 【Q】風船を増やす工夫！  
相談窓口開設を遅らせた理由  
⇒①2次被害の防止(専門家)  
②あなたのための窓口とのメッセージ

文京区

相談は無料  
秘密は厳守  
します。

## 男女平等センター 相談室

LGBTや性(性被害)に関すること

交際相手やパートナーからの暴力

職場や地域社会などでの人間関係

夫婦や親子などの家族関係

自分自身の生き方

皆さんの悩みの相談を  
カウンセラーが  
お受けします。

日時	毎週月曜日(祝日・年末年始を除く): 午前10時~午後4時(受付は午後3時まで) 毎週水曜日(高日・年末年始を除く): 午後2時~午後8時(受付は午後7時まで) 毎週金曜日(祝日・年末年始を除く): 午前10時~午後6時(受付は午後7時まで)
場所	文京区男女平等センター 文京区本郷4-8-3 ☎03(3812)7149(相談室専用)
方法	来所相談(かならず電話で予約)・電話相談
交通	● 有楽町線・有楽町線 徒歩3分 ● 有楽町線・有楽町線 徒歩5分 ● 有楽町線・有楽町線 徒歩7分 ● 有楽町線・有楽町線 徒歩10分

案内図



# 住民向け啓発 カラーリボンフェスタ

## 【戦略・共生】

16



【Q】このフェスタの狙い  
わかりますか？

【A】①場所の配置  
②他のリボンと一緒に

・レインボーリボン  
虹色のメッセージ  
みんな違って、みんな輝いている  
多様性を応援するよ





# 職員研修(新任・係長対象)

## 【職員教育の徹底】

17



### ●文京区の条例理解

DV、セクハラ、SOGI  
理解を正面から扱う

...【Q】テレビ番組やある企業のコマーシャルなど  
(笑いのネタ)

# 中学生への出前講座【交渉】

18

## 【区立中学校で人権や国際学に関する出前講座を行いました】

3月6日（金曜日）区立第九中学校、9日（月曜日）区立第六中学校で人権や国際学に関する出前講座を行いました。

文京区男女平等参画推進条例（平成25年11月1日施行）では、「文の京」である区の特徴を反映し、あらゆる教育の場において男女平等参画社会を支える意識形成への取組みが行われることを基本としており、学校においても、各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動等を通じて、人権尊重と男女の本質的平等の視点に立った学習活動の充実を図っています。

この授業では、区立中学校3年生を対象に、いじめ・虐待・性的マイノリティー・国際社会の現状などから、子どもの人権やダイバーシティ（多様性）などについて考えました。



←区立第六中学校での出前講座の様子

区立第九中学校での出前講座の様子→





# 支援団体との後援・共催事業

## 【外と繋がる】

### 2015年1月24日開催の後援事業

**2015年1月24日(土)**  
**9:30 受付開始**  
 東京都文京シビックセンター小ホール(午前)、会議室1,2(午後)  
 (都営地下鉄大江戸線、三田線「春日」徒歩9分)

午前の部: 申込不要・資料代 1,000円  
 午後の部: 要申込・資料代 2,000円  
 <前売券> 通しのみ 2,500円

## セクシュアルマイノリティ支援 第3回全国会議

近年、家庭で、学校で、そして地域でカミングアウトは徐々に増え、市の相談窓口にも、LGBT やその家族から相談が寄せられるようになってきました。これに伴い、24時間電話相談事業「よりそいホットライン」を通じて出会った支援者の皆さんからは、「カミングアウトさえしてくれれば」「LGBTの相談にどう取り扱えばよいのか」という戸惑いの声も聞かれます。その一方で、多くのLGBTはまだ「地域に相談できる人は誰もいない」と感じています。地域はLGBTをどう受け止めるべきなのか、LGBTは地域のなかで何ができるのか——地域での支援をともに作っていくための方法と課題について語り合います。

**シンポジウム** 午前の部 (開演 9:45 ~ 11:45)

- **セクシュアル・マイノリティ相談支援の社会的意義**  
 ~よりそいホットラインの統計から  
 熊坂 義裕 氏 (一般社団法人社会的包摂サポートセンター代表理事)
- **性の健康と権利: 医学モデルから人権モデル、生活モデルへ**  
 東優子 氏 (大阪府立大学教授)
- **LGBTが自分でいられる地域づくりの実践**  
 ~近くて遠い故郷までの道のり  
 宇佐美 翔子 (NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク副代表)
- **登壇者によるパネルディスカッション**

**LGBT支援者研修** 午後の部 (開演 13:30 ~ 16:50)

- **地域で、学校で、職場で~LGBTをどう受けとめるか**  
 地域福祉・地方自治体での実践例とグループワーク
- **セクマイ基礎知識**
- **発題その1: LGBTからの発信と地域の課題~青森での取り組み・反応~そして提言**  
 岡田 実穂 氏 (レイプクライシス・ネットワーク (RC-NET) 代表)
- **発題その2: 国立市ふくふく窓口での取り組み~LGBT支援の実践にあたって必要なこと、考えたこと** 吉田 徳史 氏 (国立市健康福祉部福祉総務課福祉総合相談係長)
- **グループワーク60分** (各グループの質問票を集約)

主催: NPO法人 共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク  
 後援: 一般社団法人社会的包摂サポートセンター、文京区、国立市

「性の多様性」を活かした  
地域づくり

**2015年4月30日(木)**  
 文京シビックセンター 小ホール  
 13:45~16:30 (受付開始 13:15、開場 13:30)

**基調講演**  
**多様性を育むコミュニティづくり**  
**——サンフランシスコ市に学ぶ(仮)**

ケラン・リー・カラハン (Kieran Lee Callahan) 氏 (GLBT歴史協会 理事)

**パネルディスカッション**

発題その1 「愛媛発! LGBTの人権啓発支援から地域の課題解決へ」  
 エディ 氏 (NPO レインボープライド愛媛 代表)

発題その2 行政現場における人権尊重 (性の多様性理解) の推進  
 —児童虐待・DV対応を含めて 鈴木秀洋氏 (文京区男女協働・子ども家庭支援センター担当課長)

LGBTが地域づくりに貢献する時代へ——  
 誰もが自分らしくイキイキと暮らせる地域には、多様な価値観を認め合う姿勢が欠かせません。地域のさまざまな課題に LGBT 団体、自治体、住民がともに取り組んでいく時代が到来しています。このシンポジウムでは、「性の多様性」の先進地である米国・サンフランシスコの足跡に学び、日本の LGBT コミュニティが培ってきたノウハウを共有します。「このまちに住みたい!」と意見を地域づくりと一緒に考えましょう。  
※多様な価値観すべてを尊重する環境で「LGBT」と表現していません。

【主催】 NPO法人 共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク  
 【共催】 文京区(予定) 【協賛】 株式会社ラッシュジャパン

### 2015年4月30日開催の共催事業

# 男女平等参画推進会議等

(14条・15条)

20

## 【Ⅰ】推進会議

### ●要綱上→条例上

区長の附属機関に位置付け

### ●構成メンバー:

学識経験者(教授・弁護士)、団体推薦委員(町会連合会、商工会議所、労働組合協議会、小学校PTA、中学校PTA)、公募区民委員等

### ●審議事項

(ex.平成27年3月19日の審議)

- ① 文京区のSOGI対応についての現状報告
- ② SOGI支援団体からの基礎知識の修得と展望(講師原ミナ汰氏)
- ③ その他次期 文京区男女平等参画推進計画(平成29年度～)に  
SOGI支援の具体的項目を入れることについて

## 【Ⅱ】苦情申立て制度創設

区が関与する男女平等参画に関する施策

・・・勧告など

(※ 裁判の国賠等の規範にもなりうるのでは・・・)

【法制度設計・ステイクホルダーの拡大・理解促進(何度も議題)】

# その他様々な会議・研修の場で

## ●【児童虐待／DV対応担当として(感想)】

毎週の児童虐待にかかる受理案件等を分析すると、**根深い堅い男女意識・固定的役割分担意識**を原因とする虐待やDV相談が多いとの実感

→ 性的指向や性的自認に関する無理解の保護者及びかかわりをもつ人々

## ● ではどうするか

⇒ 上記様々な会議・ネットワーク等で常に話題に上げ問題提起・現状を語る。

((例)・要保護児童対策地域協議会、・育児支援ヘルパー派遣決定会議、・主任児童委員連絡会、・ひきこもり等自立支援事業関係機関連絡会、・乳幼児発達支援連絡会、・DV防止連絡会、・民生委員・主任児童委員総会、自殺対策会議・・・等)

## ● 学校との連携

[26年度] ・副校長会、小・中学校の生活指導担当  
教諭対象研修会にて(講師)

[27年度] ・幼稚園長・小学校長・中学校長会にて、  
啓発カードを配布しての説明を通じて  
・教員向け人権課題研修(講師)

研修教材として、「子どもの”人生を変える”先生の言葉あります。」  
「わが子の声を受け止めて」等



# 携帯用(啓発)カード ～全職員に配布(特に窓口職員・福祉現場職員)

22

## LGBT(性的マイノリティ)ってなんだろう?

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、それぞれの頭文字を取った総称です。

**L = レズビアン** 同性愛の女性。自分は女性、心惹かれるのも女性。

**G = ゲイ** 同性愛の男性。自分は男性、心惹かれるのも男性。

**B = バイセクシュアル**

両性愛の男女。どちらの性にも心惹かれる、あるいは性別は問わない。身体の性別に違和感を持ったり、誰に心惹かれるかは、人それぞれ。

**T = トランスジェンダー**

トランスジェンダーは多様で、生まれついた性別とは反対の性別に変わりたいと強く願う「性同一性障害」から、自らを特定の性別に当てはめない「Xジェンダー」まで様々です。

用語  
解説

<性自認・性同一性> その人固有の性別感覚。例:「私は女の子だ」「私は男じゃない」

<性的指向> どんな性別に惹かれるか、惹かれないか、を指す言葉

印刷物番号 ●0000-000





# 庁内(職員啓発)推進体制の取組・職場の推進委員と推進リーダー (要綱制定)

24

## 文京区男女平等推進委員設置要綱

26文男第499号 平成27年3月31日 区長決定

(設置)

第1条 文京区男女平等参画推進条例(平成25年9月文京区条例第39号、以下「条例」という。)に基づく具体的施策の実現に向け、男女平等参画推進に係る庁内における体制を整えるため、文京区男女平等推進委員(以下「推進委員」という。)を設置する。

(設置基準)

第2条 推進委員は、原則として各課に1人設置する。ただし、所属部長が必要と認めるときは、2人以上設置することができるものとする。

(任命)

第3条 推進委員は、所属課長からの推薦に基づき、所属部長が任命する。

(役割)

第4条 推進委員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条に規定する区の責務について、所属課職員に周知を図ること。
- (2) 条例第7条に規定する禁止事項等について、所属課職員に周知し、遵守徹底を図ること。
- (3) 条例第2章に規定する基本的施策について所属課職員に周知し、遵守徹底を図ること。
- (4) 条例第14条に規定する文京区男女平等参画推進会議の審議内容について、所属課職員に周知し、同推進会議による提言を踏まえた所属課の施策のチェックを行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職場における男女平等及びその推進に関すること。

(任期)

第5条 推進委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(推進委員への支援)

第6条 男女協働・子ども家庭支援センター担当課は、推進委員に対し、必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行うものとする。

2 前項の支援を担保するため、男女協働・子ども家庭支援センター担当課に男女平等推進リーダーを設置する。

(庶務)

第7条 推進委員に関する庶務は、男女協働・子ども家庭支援センター担当課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、男女協働子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

第4条 推進委員の役割は、次のとおりとする。+

(1) 条例第4条に規定する区の責務について所属課職員に周知を図ること。+

(2) 条例第7条に規定する禁止事項等について理解し、所属課職員に対して遵守徹底を行うこと。+

第6条 男女協働・子ども家庭支援センター担当課は、推進委員に対して、必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行うものとする。+

2 前項の支援を確実に担保するために、男女協働子ども家庭支援センター内に男女平等推進リーダーを設置する。



【庁内説明会】①「セクシュアル・マイノリティ理解のために～子どもたちの学校生活とところを守る～」ビデオ視聴、②国連広報センターのビデオ視聴、③2015年3月GID学会のプロモーションビデオ視聴 +要綱とカードの説明

推進委員研修(平成27年5月26日実施)



# その後も継続的かつ拡大

25

風が吹いている[①文科省の通知、②法務省人権啓発ビデオ]

・・・③東京都も8月25日「東京都人権施策推進指針」改定・・・

文京区ではさらに、

●【拠点としての男女平等センターでのセミナー開催・啓発誌での紹介】

●【職員マニュアルの作成】初級版・詳細版の作成検討(8月～)

●【全小中学校生活指導主任への研修】(9月8日)

研修教材として、「子どもの”人生を変える“先生の言葉あります。」

「わが子の声を受け止めて」等 (前述)

●【自殺防止からの視点・アプローチ】

庁内自殺対策会議での問題提起(9月15日)

●【UNWomen日本事務所開設に伴う国際的視点共有】

中央大学との共同企画(9月23日)He For She キャンペーン企画の中での問題提起

●【庁内新任研修】(10月15日)

●【その他】・GID学会、他の自治体の人権研修等へ参加(講師:奈良県、町田市等)

自治体議員との勉強会・シンポ(10月19日当事者・支援団体・男女担当・教育部局・国連)。

・カラーリボンフェスタでの(文京区オリジナル)レインボーバッジ／推進員会(11月19日)

# 中学生向け相談窓口一覧(SOGI挿入)

26

## 相談窓口一覧

<b>保健所【ハッピーベイベー健康相談】</b>		保健師が健康に関する相談を受け付けています。
● 保健サービスセンター内	☎03-5803-1807	月～金 / 午前9時～午後5時
● 保健サービスセンター本郷支所内	☎03-3821-5106	月～金 / 午前9時～午後5時
<b>子ども家庭支援センター</b>	お子さん自身からのご相談も受け付けています。 *文京区内18歳未満の方とその保護者が対象	
	☎03-5803-1109	月～金 / 午前9時～午後5時 〈相談専用〉
<b>男女平等センター相談室</b>	みなさんの悩み相談をカウンセラーがお受けします(SOGIや性被害についての相談も可)。 *SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) : 性的指向や性自認	
	☎03-3812-7149	月 / 午前10時～午後4時 水 / 午後2時～午後8時 金 / 午前10時～午後8時
<b>教育センター</b>	専門(心理)の相談員がお受けします。	*18歳までの方とその家族の方が対象
● 電話相談	☎03-5800-2595	月～金 / 午前9時～午後5時
● 総合相談窓口	☎03-5800-2594	月～金 / 午前9時～午後5時
<b>東京都児童相談センター・児童相談所</b>	名前は名乗らないで良いので、気軽にお電話してください。	
	☎03-3366-4152	月～金 / 午前9時～午後9時 土・日・祝日 / 午前9時～午後5時
<b>巣鴨少年センター</b>		
● 警視庁少年相談室・少年センター	☎03-3918-9214	月～金 / 午前8時30分～午後5時15分
<b>文京区教育委員会教育推進部教育指導課</b>		
	☎03-5803-1300	月～金 / 午前9時～午後5時
<b>厚生労働省 性感染症</b>		<a href="http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7565.html">http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7565.html</a>

# やれたこととやれなかったこと

## ●特別区のテキスト改訂

### ■ 性同一性障害

性同一性障害とは、生物的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障を来す状態をいいます。

性同一性障害については、平成15年(2003年)7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、戸籍上の性表記の訂正が可能となり、印鑑証明書から性別記載欄を削除する区も出るなど、取組が進められています。

### ■ 性的指向

この世には男と女の2つの性しかなく、異性を愛するものであるという考え方が社会一般の通念です。しかし、現在、性のあり方については多様性を認め、少数者に対する偏見、嫌がらせなどを解消していこうというさまざまな問題提起がなされています。

# やれたこととやれなかったこと

28

- パートナーシップ制度を含めた条例改正  
～ 渋谷・世田谷の制度をさらに超えて  
... 公営住宅条例その他と連動させて

→ 後進に託す

... トランスジェンダー規定も含めて

- トイレの問題の賛否(すでに誰でもトイレ)  
ラベリング反対vs専用のトイレ必要論  
※ 反対意見が出た場合の行政の手法は？



## 世田谷にじいろひろば(せたにじ)

■ セクシュアルマイノリティと呼ばれる存在は、13人～20人に1人はいるとされ、「学校のクラスに1人は必ずいる」という統計結果が示されています。にも関わらず、学校教育で教えられた例は1割にも満たないという統計結果が示されています。

その結果、約7割のセクシュアルマイノリティの子どもたちが、「いじめ」を受け、3割が「自殺」を考える、あるいは実際に試そうとしたことがあると示されているのが現状です。

こうしたセクシュアルマイノリティの人権問題や孤立の現状を打破し、ジェンダー平等社会を推進するべく、世田谷にじいろひろばは発足しました。そして、多様な価値観、考え方、背景を持つ人々を尊重する態度を安心して意識化できる居場所作りを行います。3つの団体がそれぞれの持つ特徴を活かしながら、LGBTの当事者はもちろん、関心を持っている人に向けて、年代、性別、分野を超えて、**横断的な居場所**を作っていきます。

# やれたこととやれなかったこと

30





# But 引き継いでもらう

## 東京新聞2017年1月29日朝刊

31

### LGBT 嫌な思いさせない 文京区が職員・教員に対応指針

性的少数者(LGBT)が行政窓口や学校で差別的な言動を受けないようにするため、東京都文京区は区職員や教員向けの対応指針をまとめた。当事者団体の全国組織「LGBT法連合会」によると、自治体による網羅的で具体的な指針の作成は全国的に珍しい。(奥野斐)

区議会や住民などの意見を踏まえ、三月に確定版として公表する。庁内では既に対応の見直しを始めており、確定版は区内の幼稚園や小中学校にも配布する。

指針は、LGBT法連合会が監修したガイドラインを基にまとめた。

# 東京新聞2017年1月29日朝刊

32

文京区の指針で示された対応例

**区の窓口**

男 女

× 来訪者の外見と性別欄を何度も見比べる

○ 指差しなどで性別を確認する  
(口頭で言わない)

**学校現場**

子どもの希望する制服の着用を検討



# 東京新聞2017年1月29日朝刊

33

来訪者に対する区の窓口対応として、性別を必要以上に聞き直すことを避ける▽性別や書類の確認は周囲に伝わらないように指さしなどで工夫する▽必要のない性別欄は削除する。設ける場合も男女のほか「その他の性自認」欄をつくる一などを挙げた。

学校など教育現場での子どもへの対応では、制服は児童や生徒の希望するものが着られるように検討する▽悩みや心配を相談できる場をつくる▽相談を受けた教員は子どものセクシュアリティを決め付けない一などを例示した。

区は2013年施行の男女平等参画推進条例で性別に起因する差別的な取り扱いを禁じ、全職員にLGBTに関する啓発カードを配布した。それでも「何が差別になるのか分からない」といった声が寄せられていた。

瀬尾かおり・ダイバーシティ推進担当課長は「LGBTの人を含むすべての人が窓口や学校で嫌な思いをしないための指針。各現場で柔軟に活用してほしい」と話す。

## ◆先進的な取り組み

LGBTの問題に詳しい中川重徳弁護士の話 先進的な取り組みだ。身近な区職員や先生が今回の指針を主体的に生かしていくことが大切だ。

(※鈴木:行政裏話)このガイドラインができるまでの

...様々な団体とのたたき台・検討会議...その後の行政内部の戦い...

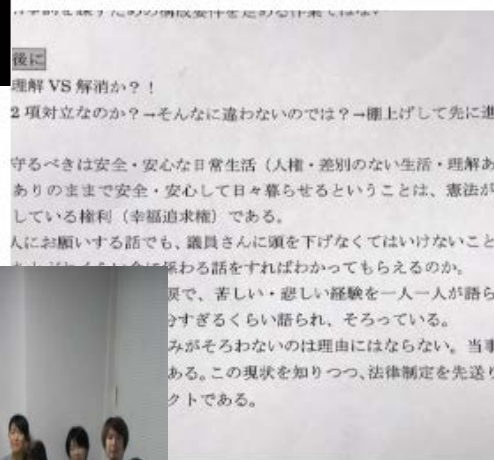
# 線路は続くよ どこまでも



日本大学鈴木秀洋准教授から、LGBTにかんする法整備について。本人はもちろん家族・友人からの困りごと、児童虐待やいじめ、カミングアウト後の非対応の事例などを交えてのお話し。

割愛された『最後に』が、ほんとそれ! って強く思う。

#レインボー国会



LGBT議連研修会  
2017. 9.10

# 「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう？

地方自治体から始まる先進的取り組み

LGBT法連合会 編

「私らしく」生きていきたい

【事例】「性自認」や「性的傾向」を位置づけ

【事例】「性自認」や「性的傾向」を位置づけ

【事例】「性自認」や「性的傾向」を位置づけ

【事例】「性自認」や「性的傾向」を位置づけ



この施策に目を向けよう

「希望の世に生まれ、希望の世に育たれ、希望の世に死なせよ」と

「希望の世に生まれ、希望の世に育たれ、希望の世に死なせよ」と

この施策に目を向けよう

# 自治研究

第八十九巻 第十一号

平成二十五年十一月十日発行

行政訴訟特種法視察会における和議に関する意見…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(二十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(三十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(四十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(五十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(六十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(七十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(八十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十一)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十二)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十三)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十四)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十五)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十六)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十七)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十八)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(九十九)…………… 藤田 隆

自治体の人事に関する研究(百)…………… 藤田 隆

自治研究2017年7月号・8月号(性的少数者にかかる2つの法案について 立法法務の見地から比較検討しています。

# 自治体職員のための行政救済実務ハンドブック



鈴木秀洋

日本大学准教授

住民の権利・利益を十分に理解しながら対応できるようになるための“思考力”を養う書 第一法規



## 証明書記載 性的マイノリティーに配慮 性別、削除・省略 広がる

### 問題提起の扉開く第一歩

性的少数者（LGBT）への政策に詳しい鈴木秀洋・日本大准教授（地方自治法）の話。行政機関個人情報保護法の原則は、行政機関に対し、必要最小限の個人情報収集・保管を求めている。体と心の性の不一致を感じる人にとって、性別欄は人権の中核に属する問題。収集・保管の説明責任は行政側にあり、十分な説明ができなければやめるのは当然だ。

当事者は、性別記載文書を突き付けられて自分が否定されたように感じたり、どう記入していいかわからず間口での排除感を味わったりする。削除で、個々を傷つける機会を少しでも減らし、社会から排除される感覚を軽減させることができる。

性別欄削除は、消極的な意味で自分の存在が社会で肯定される一歩。さまざまな生き辛さを抱える性的少数者にとって、問題提起の扉が開く第一歩となる。

学校教育や介護の場面など、固定的な男女二分を強いられる場面はライフステージの各所である。人権の問題として当事者の声を真摯に受け止め、一つ一つ見直していく必要がある。



# 東京都オリンピック憲章にうたわれる 人権尊重の理念実現のための条例 (仮称) ～条例のポイント～

## 意見聴取者一覧

氏名	役職等
大沢 秀介	慶応義塾大学名誉教授
川岸 令和	早稲田大学政治経済学術院教授
木村 俊介	明治大学公共政策大学院専任教授
鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部准教授
田島 正広	弁護士
鶴田 幸恵	千葉大学文学部准教授
戸松 秀典	学習院大学名誉教授
中川 重徳	弁護士
日高 庸晴	宝塚大学看護学部教授
星野 慎二	NPO法人SHIP代表
舩本 直文	首都大学東京オープンユニバーシティ特任教授
マセソン 美季	日本財団パラリンピックサポートセンター推進戦略部プロジェクトマネージャー
薬師 実芳	NPO法人ReBit代表理事
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授

(五十音順)

# 東京都オリンピック憲章にうたわれる 人権尊重の理念実現のための条例(仮称) 条例案概要

平成30年6月4日

## 東京都総務局

報道発表資料 2018年06月04日 総務局

### 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例(仮称)の概要の公表及び意見 募集について

東京都では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、人権尊重の理念がより一層社会に浸透していくことを目的として、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例(仮称)」を平成30年第三回都議会定例会に提出する準備を進めています。つきましては、この条例案の概要に対して、広く都民の皆様からの意見を募集します。

記

#### 1 募集内容

**PDF** 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例(仮称)の概要(別紙)(PDF:478KB)に関すること。

#### 2 募集について

##### (1) 募集期間

平成30年6月5日(火曜日)から同月30日(土曜日)まで(消印有効)



## 人権尊重

1	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（新設）	総務局
---	---------------------------------------	-----

### 概要

いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念【注】の実現を目指すため、条例を制定する。

【注】オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念

オリンピック憲章とは、国際オリンピック委員会（IOC）により採択されたオリンピズムの根本原則、規則及び付属細則を成文化したものである。この憲章において、人権尊重の理念として、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」とうたわれている。

#### 1. オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

都が、啓発等の施策を総合的に実施していくことにより、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が浸透した都市となることを、条例の目的として明記

#### 2. 多様な性の理解の推進

1. 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進
2. 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いを禁止
3. 都民等の意見を聴いて基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進

#### 3. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

1. 不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進
2. 都が設置する公の施設の利用制限に関する基準を策定
3. 不当な差別的言動の拡散防止措置及び概要等の公表
4. 学識経験者等で構成する第三者機関（審査会）の設置





【『共生社会』の実現に向けて②～第1回鎌倉市共生社会推進検討委員会を開催しました。】

市では、重要施策の一つに「共生社会の実現」を掲げ、様々な取り組みを始めています。

8月2日、第1回の共生社会推進検討委員会（会長 日本大学 鈴木秀洋准教授）を開催しました。

委員会の冒頭、松尾市長が共生社会の推進に向けての強い思いを述べたあと、「（仮称）かまくら共生条例」を議題に、各委員の考える共生のあり方や、条例のあるべき姿など、多様な立場から活発な議論が行われました。

その中には、この条例が、市民としていきいきと暮らせるための助けとなったり、日常生活での苦勞を克服するためのよりどころになるものであってほしい、といった提言がありました。

今回、事務局からは、条例の基本的施策を考える切り口として、情報のバリア、物理的な環境のバリア、心のバリア、制度のバリアという、共生社会の実現を阻害する4つのバリア（障壁）を示しました。この切り口に基づき、基本的な施策を整理していくことについて委員の皆さんからの賛同を得ました。次回以降、さらに議論を深め、条例に盛り込むべき内容を考えていきます。



# おわりに(個人として)

42

「互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を  
次世代につなぐために」

## ●公助を担ってきた立場から

(参照：月刊ウィラーン2015年10月号(日本女性学習財団))…職場環境で後輩は学習する

## ●法の支配

「**憲法尊重・人権規定の尊重**」～人権(多様な生き方)を尊重すること!

※民への勧告(※間接適用説)、民をリードする気概

## ●児童虐待・DV防止の視点を忘れずに

～**固定的役割分担意識の暴力性**

## ●一人の**人として**(親として…)、

一人一人の基本的な人権(ありのままに安全・安心に生きられるということ)を尊重する生き方を貫く。

# おわりに(もう一言)

20180922

43

差別・偏見に悩み、苦しむ人々に対して、どう対応すべきか。

被害者に対して「強く生きろ 又は 気にするな」ではなく、

差別・偏見の言動に対して、「それは偏見だよ、差別だよ」と声を挙げる。

また、差別禁止を主張することは、対立をあおぐとの現状肯定の声

(斜に構えた、又は批判を封じ込める声)にひるむことなく、

当たり前のことを感じ、主張する そういう職員・議員を、保護者を、地域の人をどんどん増やしていく。

→ジェンダー、SOGI・LGBT・性的マイノリティの問題に目を向ける人が職場や地域に増えることは

一人一人の違いが尊重される職場・地域であるということ

みんなにとって 安全・安心で、生きやすい職場・地域ということ

☆生き辛さを抱えて安全安心とは程遠いところで生きてきた多くの人と出会い、

友人となり、一人ひとりのバックには(縦軸・横軸、プラスもマイナスも)

多くの人間関係があることに思いを馳せる。

みんな安全に安心に生きる権利がある。

大学に基軸を移した今、学生に対して、そして社会の構成員一人一人に

「あなたに生きていて欲しい」、そんなメッセージを送り続けたい。

☆ 講演・授業・研究論文の発表等によって、一人ひとりが、安全安心に生きられる社会を作って行きたい。

作って行きましょう。

# 連続公開講座

『LGBTをめぐる法と社会  
—過去、現在、未来をつなぐ  
』

## LGBTと行政

安心・安全に暮らせるまちづくり

文京区議会議員  
前田くにひろ

# 自己紹介

- 文京区議会議員(5期目)、社会福祉士
- 東京都文京区生まれ寿司屋の長男(4代目)
- 中学生で同性愛と気づく
- 25歳 ゲイ・コミュニティへ
- 33歳 区議会議員初当選
- 37歳 パートナーとの死別
- 51歳 LGBT議連立上げ
- 52歳 現在5期目

# 25歳の決断

社会に合わせて、自分を変える努力  
異性と付き合い。結婚して、子供を育てる。  
そんな「普通の人生」



自分が暮らしやすいように社会を変えよう！



ゲイリブ・障害者運動との出会い。

# ゲイリブ・障害者運動

- 映画祭、パレード  
→ないものは作ればいい！
- 障害者の人と一緒に行動するとバリアだらけ  
→助けを求めてもいい。  
障害があっても支援があれば自立できる。  
障害は社会の方にある。
- 当事者主義  
自分たちを抜きに自分たちのことを決めるな。
- エンパワーメント(下剋上?)の必要性

# 33歳 政治との出会い

- 制度を決める場に当事者をいれること
- 介護保険制度が創設  
事業計画をつくる場に介護経験者を入れるように求める。
- 請願の活用  
区民の要望に議会がもっともだと判断したら、  
区役所に求めていく制度



# 苛政は虎よりも猛なり

- 孔子が、墓の前で泣いている婦人に出会う。
- 婦人が泣いている理由は、舅、夫、子供が虎に襲われて死んだということでした。
- 孔子が「なぜ虎に襲われる危険な土地を去らないのか」と尋ねたところ、
- 婦人は「よその土地に移って、ひどい政治に苦しむよりはましだから」と答えました。

# 三権分立？

- 立法

- 行法→行政

(まつりごと)

- 司法

# LGBT 自治体 議連発足



# LGBT自治体議員連盟

(性的指向と性自認に関する施策を促進するための自治体議員連盟)

- **1.目的**

(1)性的指向と性自認に関する人権擁護のための条例制定や施策の推進

(2)同性パートナー制度の創設

(3)LGBT当事者の自己肯定感向上のための施策推進等により、いじめ・自殺・貧困・感染症・依存症等の予防をそれぞれの地域に合わせて進める

**2.活動:** 会員相互の親睦と情報交換

**3.会員:** (1)正会員(現職の自治体議員)(2)賛助会員(前・元職の自治体議員、予定候補者)

**4.世話人:** 前田くにひろ文京区議会議員、上川あや世田谷区議会議員、石川大我豊島区議会議員、石坂わたる中野区議会議員、細田智也入間市議会議員

# 5.活動実績

## ●研修会の開催

(1)2017年7月23・24日東京都豊島区役所、(2)2018年5月5.6日東京都代々木オリンピックセンター  
(3)2018年8月3,4日 大阪研修会 (4)2018年9月 沖縄研修会

## ●取材への対応

新聞・テレビ他『月刊住職』、朝日中高生新聞、「地域介護経営 介護ビジョン」

## ●イベントへの参加

LGBT法連合会との意見交換

第1回 国会でLGBT映画をみる会(『ハーヴェイ・ミルク』)トークイベント

映画『女になる』のトークイベント

地域においてLGBTとともに生きることを考えるシンポジウム(三鷹LGBTアライズ)

エヴァン・ウォルフソ氏(米国同性婚実現の立役者)との意見交換

(LGBTとアライのための法律家ネットワーク(LLAN))

## ●要望活動

アムネスティによる要望活動同行

杉田水脈氏寄稿文への抗議活動 自民党への要望書提出

# LGBT議連をやってみて

- 発足当時は80人程度でしたが、現在は、260人のメンバーがいます。  
(一年で3倍に増えています。)
- カミングアウトする議員も増えた。
- LGBT施策に取り組む自治体も増えた。  
\* 自治体に多様性があり、  
温度差がかなりある事がわかった。



# 自治体の多様性と包括性

## <特徴>

- 多様性

人口規模から政治的な状況が違う。

- 包括性

生活全般を対象としている。



## <政策リスト>

やれる人がやれることをやれる場でやっていく

# 自治体LGBT施策進展状況

## 自治体LGBT施策進展状況

	年	月	国	自治体
25	2013	6	尾辻氏参議院繰上当選	
		11		文京区差別禁止条項施行
26	2014	1		多摩市差別禁止条項施行
27	2015	4		渋谷区・世田谷区パートナーシップ条例施行
28	2016	4		伊賀市同性パートナーシップ証明制度
		5	民進党差別解消法案提出	
		5	自民党基本的な考え方	
		6		宝塚市同性パートナーシップ証明制度開始
		7		那覇市同性パートナーシップ証明制度開始
		11		千葉市職員休暇制度適用
29	2017	4		文京区対応指針策定
		5		札幌市パートナーシップ宣誓制度開始
		6		世田谷区区公営住宅同性カップル入居条例改正
		7		LGBT自治体議員連盟発足
		10	尾辻氏衆議院当選	
		12		港区議会パートナーシップ制度導入請願採択
30	2018	4		福岡市パートナーシップ宣誓制度開始
		4		国立市アウトティング禁止条項施行
		4		世田谷区差別禁止条例施行
		6		文京区公営住宅同性カップル入居条例改正
		7	杉田水脈寄稿文事件	大阪市パートナーシップ宣誓制度開始
		8		中野区パートナーシップ宣誓制度開始
		9		東京都差別解消条例審議

		平成		LGBT関連のイベント	ライフヒストリー
第一の波	1990	2	25歳	IGA日本JTG発足	母アルツハイマー病と診断・ゲイリブとの出会い
	1991	3	26歳	府中青年の家/GLOW創設	障害者の友達
	1992	4	27歳		建設省・細川政権
	1993	5	28歳	東京国際L&G映画祭	映画祭立ち上げ
	1994	6	29歳	第1回パレード、厚労省・文部省同性愛除外	パレード立ち上げ
	1995	7	30歳	日本精神医学神経学会同性愛除外	
	1996	8	31歳		退職
	1997	9	32歳	OCCUR対東京都 高裁判決	
	1998	10	33歳		第7回映画祭
	1999	11	34歳	石原慎太郎東京都知事誕生	初当選
バックラッシュ	2000	12	35歳	東京都人権指針一旦削除後復活。新木場事件	
	2001	13	36歳	法務省人権答申同性愛差別明記	グループホーム立ち上げ
	2002	14	37歳	ラブアンドボディ回収事件	
	2003	15	38歳	都城市同性愛人権条例施行七生養護学校事件	2期目(上川・尾辻)
	2004	16	39歳	性同一性障害者特例法 「ジェンダーフリー」パッシング	
	2005	17	40歳		
	2006	18	41歳	都城市性的指向削除	
	2007	19	42歳	石坂区議・尾辻参院選挙落選	3期目
	2008	20	43歳		
第二の波	2010	22	45歳	GoodAgingYells発足	
	2011	23	46歳		4期目(石坂・石川)
	2012	24	47歳	レインボーウィーク	
	2013	25	48歳	文京区・多摩市差別禁止条例制定	
	2014	26	49歳		
	2015	27	50歳	渋谷区・世田谷区パートナーシップ制度施行	5期目
	2016	28	51歳	民進党差別解消法案提出、自民党基本的考え方	
	2017	29	52歳	LGBT議連発足	
	2018	30	53歳	東京都差別解消条例審議	

## 23区の会派構成と請願の採択

区				定員	自民	占拠率	公明	占拠率	自公	占拠率
千代田	P	継続審議	自民提案の決議全会一致	25	15	60%	2	8%	17	68%
中央	住みやすい環境	審議なし		30	13	43%	4	13%	17	57%
港	P	採択	自民×	34	12	35%	6	18%	18	53%
新宿	配慮	採択	全会一致	38	10	26%	9	24%	19	50%
文京	P	継続審議	自民×、公明、国民:継続	34	9	26%	5	15%	14	41%
台東	P	継続審議		32	9	28%	5	16%	14	44%
墨田	P	採択	全会一致	32	12	38%	7	22%	19	59%
江東	P	継続審議		44	14	32%	8	18%	22	50%
品川	P	趣旨採択		40	10	25%	8	20%	18	45%
目黒				36	13	36%	6	17%	19	53%
大田				50	16	32%	12	24%	28	56%
世田谷				50	16	32%	10	20%	26	52%
渋谷				34	9	26%	6	18%	15	44%
中野				42	12	29%	9	21%	21	50%
杉並				48	13	27%	8	17%	21	44%
豊島	P公営住宅	採択	自民×	36	9	25%	8	22%	17	47%
北	P	採択	自民のみ継続	40	11	28%	10	25%	21	53%
荒川	P	未定	委員会採択、秋議会	32	13	41%	6	19%	19	59%
板橋				46	15	33%	13	28%	28	61%
練馬	P	継続審議	継続	50	17	34%	12	24%	29	58%
足立				45	15	33%	12	27%	27	60%
葛飾	P	採択	自民・無所属×	40	12	30%	9	23%	21	53%
江戸川	公営住宅	継続審議		44	14	32%	13	30%	27	61%
政党支持率						25%		4%		



# 同性パートナー公認の請願審査

## <自民>

他自治体で導入されているがその実態と課題は？

## <区の答弁>

7自治体：いろいろな形態がある。課題は、自治体ごとに限定されている。  
法的に何ら権利を付与するものではない。

## <共産>

区の今後の検討は？

## <区の答弁>

直近の港区の3月のアンケート結果で400人当事者の思いが調べられている。  
パートナーシップ制度があったときにやりたいと思わないが71%となっている。  
この当事者の思いである客観的な数字を踏まえなければならない。

- また、パートナーシップ制度も様々なタイプが有る。
- 国の動きもあるとのこと。
- 婚姻と準じるものなので、自治体がやるのではないので、戸籍・税制など踏まえ広域で考えてやるべきだと考えている。
- 区として、導入する考えはない。

# 不採択の理由

◎自民党(えびさわ、森) : 不採択

- 差別はあってはならない。文京区は進んでいる。性的マイノリティがいることはわかっている。その中で、区営住宅を進めたことは素晴らしい。差別がないことが一番大事。
- (港区の調査で)「見守ってほしい。宣言したくない」という人がいるというのは、差別している人がいるからであり、差別をしている人がいないように、区民の人以外も含めて、理解を進めていってほしいと思います。
- パートナーシップ制度は、なんら法的権利を付与するものではない。
- 法的な整備に関しては、国の方で進める動きがあるので、不採択。

# 継続の理由

## ◎公明（岡崎）：継続

- LGBTの人を尊重されるべきと思いますが、制度導入にあたっては、相続、同性カップルの家庭の問題などまだまだ検討しなければならない課題がある。
- そして今、東京都の動きもあるので、今回は継続とします。

## ◎永久（山本）：継続

- 文京区もやっていないわけではない。  
対応指針は、当事者団体から高い評価を受けている。  
公営住宅にも取り組んでいる。
- ただ、いろいろな法的な問題がある。  
他の自治体が導入しているからと言ってやるべきだということにはならない。  
調査研究をしていただいて、もう少し議論していただいた。
- 東京都の動きがあるとも聞いている。今回は、継続。

# 質疑や反対理由から見られる論点

- (1)いろいろな形態がある。
- (2)自治体に限定されている。広域でやるべき。
- (3)法的に何ら権利を付与するものではない。
- (4)当事者も望んでいない。(港区アンケート)
- (5)国・都の法整備の動きもある。
- (6)婚姻と準じるもの、  
戸籍・税制など踏まえるべき。



# 民意とは？

- 民意は反映されているのか？
- プレイヤーが適正に選ばれているのか？  
選挙制度の矛盾
- ゲームのルールが適正なのか？
- マイノリティの課題解決のための意思決定に、  
多数決を用いるのは正しいのか？

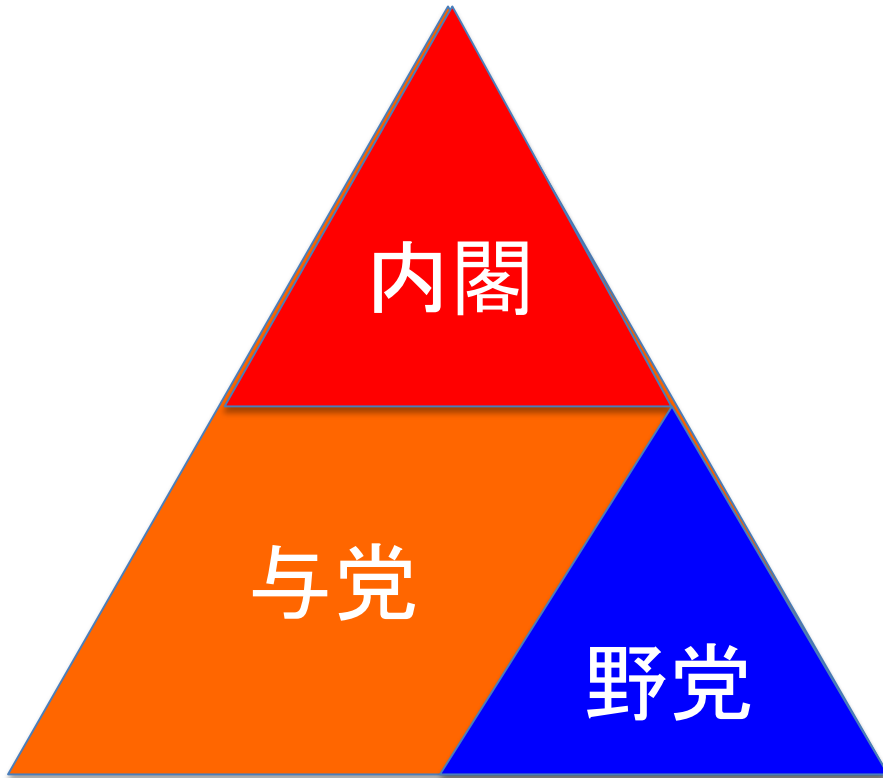
# 都議会 会派構成

議員 定数	選挙区	都民 フォー ム	都民 フォー ム	その 他	自民 党	公明 党	共産 党	民進 党	生活 革新 会	日本 維新 の会
1	千代田区	1	1							
1	中央区	1	1							
1	武蔵野市	1	1							
1	豊橋市	1	1							
1	沼津市	1	1							
1	小倉井市	1	1							
1	島田	0			1					
2	増田	1	1		1					
2	文政区	1	1		1					
2	台東区	2	1	1						
2	津市	2	1	1						
2	荒川区	1		1		1				
2	森川市	1	1		1					
2	二宮市	1	1					1		
2	高崎市	1	1							
2	小平市	1	1		1					
2	日野市	1	1		1					
2	西東京市	2	1	1						
2	西多摩	1	1		1					
2	南多摩	2	1	1						
2	北多摩第二	1	1						1	
2	北多摩第四	1	1				1			
2	墨田区	1	1		1	1				
2	目黒区	1	1			1	1			
2	中野区	1	1			1		1		
2	豊島区	1	1				1			
2	北区	1	1			1	1			
2	北多摩第一	1	1				1			
2	北多摩第三	1		1		1	1			
4	新宿区	1	1		1	1	1			
4	江東区	1	1		1	1	1			
4	葛川区	2	2			1	1			
4	葛飾区	1	1		1	1	1			
4	府中市	1	1		1	1	1			
5	板橋区	2	2			1	1	1		
5	江戸川区	2	2		1	1	1			
5	八王子市	2	2		1	1	1			
5	練馬区	2	2		2	1	1			
5	練馬区	2	2		1	1	1	1		
5	板橋区	2	2			2	1			
5	文京区	2	2		2	2	1			1
5	板橋市	2	2		2	1	1	1		
127	合計		46/50	6/58	23/60	23/23	18/37	5/23	1/4	1/4

# 国政

# 自治体

## 一元制



## 二元制



# 4つのファクター

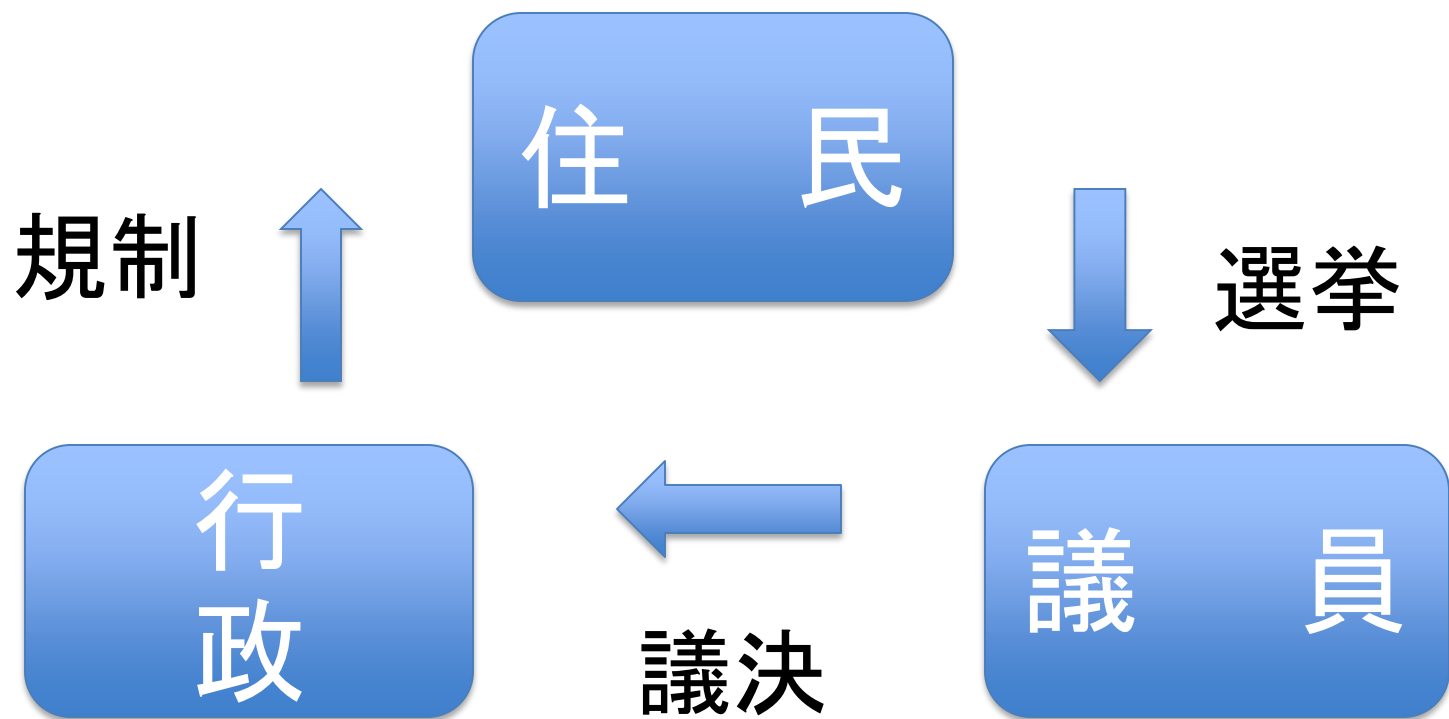
A ところある首長  
(区・市長、知事)

B 戦略的な  
住民・団体

C 熱心な職員

D 理解ある  
議員・議会

# 民主主義の三つ巴





# 官僚制の特徴

- 官僚制はヒエラルキー（位階、階層）構造を持ったシステムである。基本的な特徴としては、以下の点が挙げられる。
- 形式的で恒常的な規則に基づいて運営される。
- 上意下達の指揮命令システムを持つ。
- 一定の資格を持った者を採用し、組織への貢献度に応じて地位、報償が与えられる。
- 職務が専門的に分化され、各部門が協力して組織を運営していく分業の形態をとる。

# 官僚制の逆機能

- 規則万能（例: 規則に無いから出来ないという杓子定規の対応）
- 責任回避・自己保身（事なかれ主義）
- 秘密主義
- 前例主義による保守的傾向
- 画一的傾向
- 権威主義的傾向（例: 役所窓口などでの冷淡で横柄な対応）
- 繁文縟礼（はんぶんじょくれい）（例: 膨大な処理済文書の保管を専門とする部署が存在すること）
- セクショナリズム（例: 縦割り政治、専門外管轄外の業務を避けようとするなどの閉鎖的傾向）

# 港区調査報告書

- 平成29年度性的マイノリティの方々への支援に関する調査（インターネットアンケート）

## （3）居住の自治体で「パートナーシップ宣誓制度」がある場合の宣誓意向

Q21 お住まいの自治体で「パートナーシップ宣誓制度」があれば、あなたは宣誓したいと思いますか。（選択問題 単一回答）

	(n=400)	(%)
1 思う		28.8
2 思わない		71.3

「思う」が28.8%、「思わない」が71.3%となっています。

## (6) 行政に望むこと

Q24 あなたが行政に望むことを教えてください。(複数回答可)

(n=400)	(%)
1 戸籍上、同性同士でも結婚できるようにしてほしい	29.3
2 法律や条例で、LGBTに対する差別を禁じてほしい	24.8
3 遺族年金や扶養控除など国による家族や婚姻関係を対象としたサービスが受けられるようにしてほしい	27.0
4 戸籍上、同性同士のパートナーやその家族も、法律上のパートナー、家族であると認めてほしい	30.8
5 同性同士のパートナーシップ宣誓制度を導入してほしい	12.0
6 公共住宅に同性パートナーと住めるようにしてほしい	21.0
7 民間賃貸住宅へ同性パートナーと円滑に入居できるように支援してほしい	18.8
8 医療や福祉のサービスを受ける際、同性パートナーも、法律上の家族や婚姻関係と同等の扱いを受けられるようにしてほしい	21.3

# ニーズ(Needs)とウォンツ(Wants)

- 「当事者が望んでいない」の解釈の仕方  
[Wants(欲求)]と[Needs(必要性)]の違い
- ニーズ(Needs)とは、  
人間が生活上必要な、ある充足状況が奪われている状態(欠乏状態)のこと
- ウォンツ(Wants)とは、  
ニーズを満たすための、特定のモノが欲しいという欲望のこと
- デマンド(主観的な要求)

# パートナーシップ制度の効果比較

	結婚	事実婚	渋谷型	世田谷型	文京区型	中野区型		一般型
			公正証書			公正証書	なし	
相続	■							
社会保障	■	■						
公営住宅	■	■	■	■	■	■		
民間ローン	■		■			■		
公的な認証	■	■	■	■		■	■	■



# 東京都の条例

- 第4条 都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

# 政治参画の方法

→生の声をどう届けるのか？

- 議員・首長になる。
- 請願をする。
- 要望書を出す。
- パブリックコメント
- 議員と話をする。
- 役所の職員と話をする。
- 住民団体をつくる。

# 運動を広げていくため

- **LGBT ×  $\alpha$**
- 貧困 × LGBT
- 介護 × LGBT
- 教育 × LGBT
- 子育て × LGBT
- スポーツ × LGBT
- まちづくり × LGBT

# 性自認および性的指向に関する対応指針 ～文京区職員・教職員のために～

- 平成29年3月策定

## ＜内容＞

- I 基礎知識
- II 区民等への対応
- III 子どもを取り巻く環境
- IV 職場内の対応
- V 関連情報

性自認および性的指向に関する対応指針

～文京区職員・教職員のために～



平成 29 年 3 月



紋章

文京区



シンボルマーク

# I 基礎知識

## 1、性の3要素

### 性の3要素

#### ● 身体の性

「身体の性」は、生物学的にオスかメスか、です。たとえばペニスの有無など、身体的な特徴である程度は客観的に判断される性別のことをいいます(あくまでも「ある程度」)。

女 ←————→ 男

#### ● 性自認 (Gender Identity)

自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。

女 ←————→ 男

#### ● 性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。

女 ←————→ 男

# I 基礎知識

## 2、SOGIとLGBT

- LGBTとは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーという、性的指向・性自認が非典型的な人々のうち代表的とされるものの頭文字を取った総称です。セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）とよぶこともある。
- これに対して、「SOGI」とは、上述の「性的指向」（Sexual Orientation）

☆ 「LGBTI」や「LGBTQ」、「マイノリティ」という表現について  
「I」は「Intersex」の頭文字で、生物学上の性発達が非典型的な場合を指す。医学的にはDSD(Disorders of Sex Development)と呼ばれ、性自認や性的指向の悩みとは異なる。「Q」は「Questioning（疑問）またはQueer（奇妙な、独特の）」の頭文字で、「LGBT」のどこにも当てはまらない、決めかねているといった場合に使われ「LGBTIQ」と表記されることもある。

また、大多数（マジョリティ）ではないことから、少数者（マイノリティ）と総称されることがあるが、この表現を差別的と捉える考え方もあるため、この指針においては「性自認及び性的指向（SOGI）」を使用し、当面は「非典型である方」のように表現する。



# 男女平等センター 相談室

夫婦や親子などの家族関係、職場や地域、学校での人間関係、自分自身の生き方、パートナーからの暴力、**SOGI**（**Sexual Orientation and Gender Identity=性的指向や性自認**）や性（性被害）に関する事など、専門のカウンセラーが応じます。来所相談、電話での相談が可能です。（※来所相談は、電話での予約が必要です。）

文京区

相談は無料  
秘密は厳守  
します。

男女平等センター  
相談室

LGBTや性  
(性被害)に  
関すること

交際相手や  
パートナー  
からの暴力

職場や  
地域社会など  
での人間関係

夫婦や親子  
などの  
家族関係

自分自身の  
生き方

皆さんの  
悩みの相談を  
カウンセラーが  
お受けします。

日時	● 毎週月曜（祝日・年末年始を除く） 11:00～15:00（予約制） ● 毎週水曜（祝日・年末年始を除く） 15:00～18:00（予約制） ● 毎月20日（祝日・年末年始を除く） 10:00～18:00（予約制） ● 毎月25日（祝日・年末年始を除く） 10:00～18:00（予約制）
場所	● 文京区男女平等センター（本郷三丁目） ☎03(3612)7149（相談専用）
方法	● 来所相談（予約制） ● 電話相談
交通	● 有明駅/有明駅北口 徒歩1分 ● 有明駅/有明駅南口 徒歩1分 ● 有明駅/有明駅西口 徒歩1分 ● 有明駅/有明駅東口 徒歩1分 ● 有明駅/有明駅南口 徒歩1分

案内図

# 文京SOGIにじいろサロン

＜平成30年度の内容＞

内容は、それぞれ実施回の前の回（第2回の場合は第1回）で内容を参加者と講師で決定していきます。

第1回：LGBT等の基礎知識や、  
東京レインボーウィークの最新情報  
第2回：「桐子のトランスグラフィティ」  
第3回：「あったらいいな、こんな学校」

平成29年度第1回目のアンケートから  
・今回、初めての開催・参加ということ  
で、すごく楽しみにしていたのですが、それ  
以上に白熱した話が出て大いに期待以上  
でした。

・様々な年代の方がいて楽しかったです

・当事者の方々と交流でき、有意義です

相談できます

文京SOGI  
にじいろサロン

LGBT。。。の方と  
LGBTについて  
知りたい方へ



誰もが自分らしく暮らせる社会には、多様な価値観を認め合うことが欠かせません。性的指向や性自認は人それぞれです。

にじいろサロンでは、講師の原ミナ流さんから多様な性について、その現状と社会の課題に関するミニ講座を行い、後半は参加者のみなさんと気軽に語り合います。

当事者の方、支援したい方、SOGIって何？という方も是非お気軽にご参加ください！

(SOGIの説明はうらへ)

日時	年6回 偶数月の第3日曜日
	午後2時30分～午後4時30分に開催!
	2018年4月15日(日)      2018年10月21日(日)
	2018年6月17日(日)      2018年12月16日(日)
	2018年8月19日(日)      2019年2月17日(日)

場所	文京区男女平等センター 研修室B 文京区本郷4丁目8番3号 本郷裏砂アールハイム1階 場所詳細はうらへ
対象	区内在住・在勤・在学者・文京区を応援してくれる方 定員20名程度(申込順)
費用	無料
申込み	当日、会場に直接お越しください。

サロン終了後、  
講師との  
個別相談が  
できます。  
(先着2人、  
1回50分まで)

問い合わせ先 総務課ダイバーシティ推進担当 ☎(5803)1187

(土・日・祝祭日除く、8:30～17:15)

# LGBT 啓発カード

SOGIへの理解を推進するための資料を作成し配布しています。

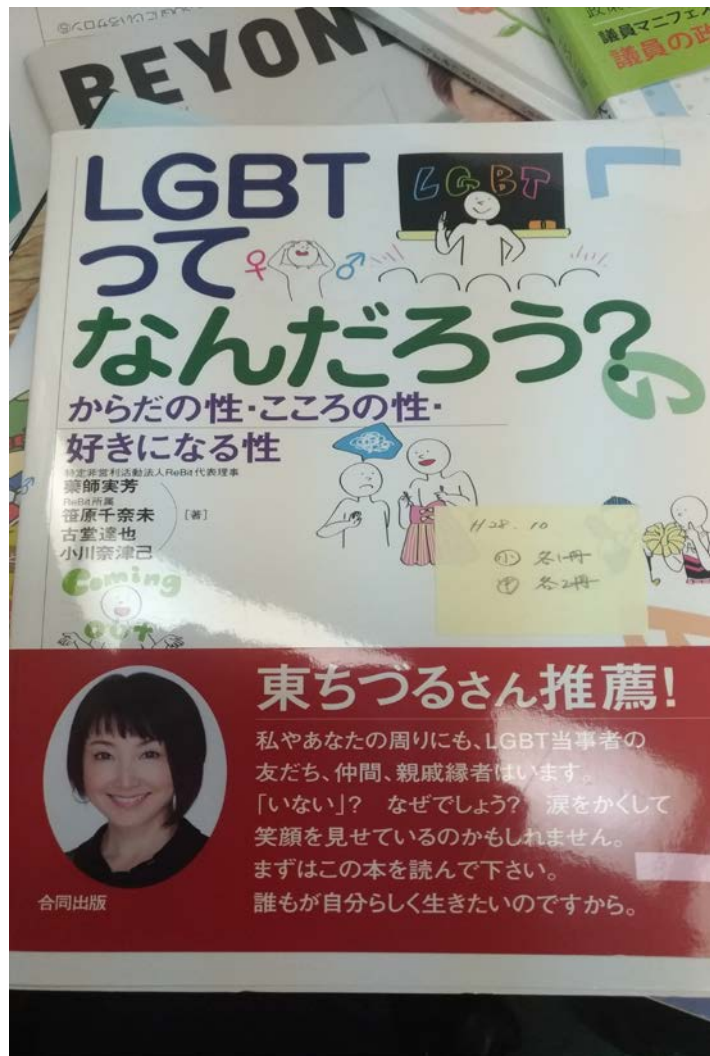
## 啓発資料

資料	画像イメージ
<a href="#">LGBT啓発カード (PDFファイル; 762KB)</a>	
<a href="#">LGBTや性（性被害）に関する相談チラシ（男女平等センター相談室） (PDFファイル; 1329KB)</a>	
文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当（窓口）にてレインボーリボン&カードを配付しています。（無くなり次第終了）	
文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当では、ダイバーシティ推進に関する講演会や研修会受講者へ、文京区オリジナルレインボーリボンピンバッジを配付しています。（無くなり次第終了）	



# 小中学校への図書配布

平成28年度 小学1冊, 中学2冊



平成29年度 中学1冊



# カラーリボンフェスタ

## 参加団体】

NPO法人全国女性シェルターネット(パープルリボン)

公益財団法人ジョイセフ(ホワイトリボン)

認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク(オレンジリボン)

日本障害フォーラム(JDF)(イエローリボン)

公益財団法人がんの子どもを守る会(ゴールドリボン)

## 【資料提供】

文京区女性団体連絡会(パープルリボン)

NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク(レインボーリボン)

特定非営利活動法人HIVと人権・情報センター(レッドリボン)

特定非営利活動法人がんサーネットジャパン(ティール&ホワイトリボン、ブルーリボン)

東京都福祉保健局(ピンクリボン、ティール&ホワイトリボン)



# 平成30年度文京SOGIにじいろ映画会 『彼らが本気で編むときは、』

8月6日（月曜日）

昼の部：午後1時30分  
～

夜の部：午後6時30分  
～

昼の部トークライブ付き

井上健斗氏

（G-pit net works）

屋成和昭氏

（アウト・ジャパン）



©2017「彼らが本気で編むときは、」制作委員会



## 文京区営住宅 同性カップルなど入居可 6月議会、条例改正を提案

ツイート

B! 2

シェア 289

G+

2018年4月8日

文京区は世帯向け区営住宅の使用者資格を見直し、LGBTなど性的少数者のカップルのように法律上婚姻関係になくても、親族と同等と考えられる人同士が入居できるようにする。六月議会に関連条例の改正を提案する。（中村真暁）

区は二〇一三年に「男女平等参画推進条例」を施行。性的少数者を含むあらゆる人への、性別を理由にした差別的な言動などを禁止しているが、区営住宅は現在、法律で親族と認められている夫婦や親子などでなければ同居できない。

今回の改正で、区営住宅に入居対象を広げ、同性同士のカップルや、親子関係を結びたくても何らかの事情で養子縁組ができない人などを想定している。

公的書類で関係を確認し、判断する考え。具体的な確認方法は検討しているほか、意見公募（パブリックコメント）を五月一日まで行っている。

LGBT当事者の全国ネットワーク「LGBT法連合会」によると、LGBTのカップルが公営住宅に住めるようにしている自治体は全国的には少ないという。

都内では、渋谷区と世田谷区が同性カップルを夫婦と同等に認める取り組みをしており、区営住宅の入居も認めている。

同会は「生活の根幹である住居に関して、差別をしないと保証することになり、とても画期的。民間への影響力も大きい」と評価している。

東京新聞Web2018年4月8日

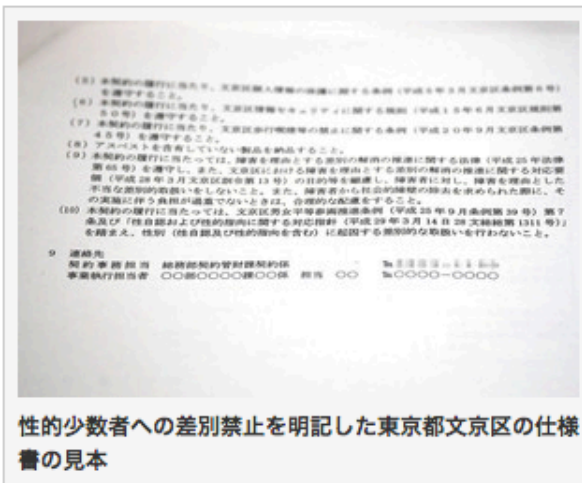
## LGBT差別禁止を明記 文京区、事業者向け契約書類に

ツイート B! 3 シェア 409 G+

2017年10月2日 夕刊

性的少数者（LGBT）への差別を条例で禁止している東京都文京区は今月から、区発注工事などで事業者と交わす契約書類に、性的少数者への差別禁止を明記した。罰則や取引停止などの処分規定はないが、条例の趣旨を契約相手に周知し適切な対応を求めるのが狙い。当事者団体の全国組織、LGBT法連合会によると、こうした例は聞いたことがなく「行政の契約関係で明記されたことは画期的」としている。（奥野斐）

この書類は、区が事業者と交わす契約書に添える仕様書。工事や物品購入、指定管理者への事業委託など、契約内容の詳細が記される。末尾「その他」には、事業者が契約履行にあたり順守・注意すべきこととして、都のディーゼル車規制や個人情報保護条例、障害者差別解消法などを列記。ここに「性別（性自認及び性的指向を含む）に起因する差別的な取扱いを行わないこと」と書き加えた。



性的少数者への差別禁止を明記した東京都文京区の仕様書の見本

衆院選の掲示板、投票所設営も含まれ、昨年度の区の契約件数は二万四千件余に上る。

区は、二〇一三年施行の「男女平等参画推進条例」で、性的少数者を含むあらゆる人への、性別を理由にした差別的な言動などを禁止。今年三月には、職員や教員向けに、窓口や学校での性的少数者への配慮点をまとめた対応指針を作った。契約管財課の高鳥康広課長（47）は、仕様書に性的少数者への差別禁止を書き加えたことについて「区の考えを事業者に説明し、理解してもらうため」と話している。

性的少数者を巡っては、都内では渋谷区と世田谷区が、同性カップルに結婚に相当する関係を証明する「同性パートナーシップ制度」を導入しているが、両区とも、契約書類には同様の記載はない。

LGBT法連合会の神谷悠一事務局長は「公的な文書に位置付けられ、基準として認められたことの意味は大きい。条例を具体化していくことが大事。他の自治体も続いてほしい」と期待した。

## LGBTを知り対応を学ぶ 文京区がセミナー

ツイート B! 0 シェア 76 G+

2018年2月15日

文京区は十四日、業務委託などで関係する企業を対象に、性的少数者（LGBT）の基礎知識や対応を学ぶセミナーを区役所で初めて開いた。

施設の指定管理者や区役所を警備している会社など約七十社から百人ほどが参加。冒頭あいさつで、総務部ダイバーシティ推進担当課長の瀬尾かおりさん（49）は「他の自治体でも、おそらくない試み。区関係のみならず、社内の仕事でも役立ててほしい」と狙いを話した。

セミナーではLGBTの人材紹介をしている

「Nii」リクルーティング」の斎藤敦代表（47）が「企業がすべきは、当事者がどういう人か、悩みを持っているかを知ること。心の壁、偏見を取り除くこと。そして理解者だと発信すること」と説明。不要な男女区別の見直しや社内研修など「できることから取り組んで」と呼び掛けた。また、各企業が優秀な人材の確保に苦心する中、「LGBTに理解があると情報を発信することで、採用に成功する企業も出ている」と紹介した。

区は性的少数者への差別を条例で禁止している。職員研修を進めているほか、昨年十月からは、事業者との契約書に添える仕様書に「性別に起因する差別的取り扱いをしないこと」と記載している。（中村真暁）



LGBTの基礎知識などを説明する斎藤敦代表＝文京区役所で



# 東京都条例案 1

第百六十五号 陸 案

東京市オリンピックスタジアム建設にうたわれる人権尊重の理念の實現を目指す条例  
左の草案を提出する。

平成三十年九月十九日

提 出 者 東京市知事 小 池 百 合 子

## 東京市オリンピックスタジアム建設にうたわれる人権尊重の理念の實現を目指す条例

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を遂行している。また、一人一人に着目し、誰もが笑顔に夢をもつて活躍できる都市、多様性が尊重され、誰か、等しきにあふれる都市の實現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京市は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京市人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の連携を見据えることとはもとより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピックスタジアム建設にうたわれる理想が、広く市民に浸透した都市を構築しなければならぬ。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が實現した都市であり続けることは、市民全ての願いである。

東京市は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を實現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に及ぼす不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 オリンピックスタジアム建設にうたわれる人権尊重の理念の實現

(目的)

第百六十九号 陸 案 東京市オリンピックスタジアム建設にうたわれる人権尊重の理念の實現を目指す条例

第一章 この条例は、東京市(以下「市」という。)が、教育、教育等(以下「教育等」という。)の機能を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピックスタジアム建設にうたわれる人権尊重の理念が広く市民等に浸透した都市となることを目的とする。

(趣旨)

第二章 市は、人権尊重の理念を東京の暮らしにまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要と認められるものをとする。

第三章 市は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、市がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。

第四章 市は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、市がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組を推進するとともに、市が協力を求めるものとする。

第五章 市は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、市がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組を推進するとともに、市が協力を求めるものとする。

## 第二章 多様性の理解の推進

(趣旨)

第一条 市は、この条例(以下「この条例」という。)の趣旨のことに資し、以下同じ。)及び性別(以下「性別」という。)又は性差の対立となる性別についての指図のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別の解消(以下「差別解消」という。)並びに性別及び性的指向に関する差別的取扱いの禁止。

第二条 市は、市民及び事業者は、性別及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(罰則)

第三条 市は、第三条に規定する差別解消並びに性別及び性的指向に関する差別的取扱いの推進を図るため、基本計画を定めると

# 東京都条例Ⅱ

ともに、必要な取組を推進するものとする。

2 都民、世帯の基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴くものとする。

3 都は、国及び区十町村が実施する差別解消並びに自立支援及び法的差別の解消に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(都民の責務)

第六条 都民は、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に關し、差別解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第三節 五在外員者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(総則)

第八条 都は、五在外員者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に關する法律(平成二十八年法律第六十八号)以下「法」という。「第四十条第二項に基づき、都の要請に応じた取組を講ずることにより、不当な差別的言動(法第二十条に規定するものをいう。以下同じ。)の解消を図るものとする。

(定義)

第九条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公の施設 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二の規定に基づき、都条例で設置する施設をいう。

二 意見活動 民間団体及び民間小規模事業者がインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(差別的言動の推定)

第十条 都は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第十一條 知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

(抗議の中止措置及び公表)

第十二條 知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当するときは、事案の内容に基いて当該表現活動に係る表裏の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその法特別の理由があるとき認められるときは、公表しないことができる。

一 一部の区域内で行われた表現活動

二 一部の区域外で行われた表現活動(一部の区域外で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア

都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、都の区域外で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域外に拡散するもの

2 前項の規定による世帯及び公表は、都民等の申し出又は異議により行うものとする。

3 知事は、前項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が記載することのないよう十分に配慮しなければならない。

4 第一項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他方法により行うものとする。

(審議会の見解聴取)

第十三條 知事は、前条第一項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあるとき又は同条第二項の規定による口戸があったときは、次に掲げる事項について、審議会の見解を聴かなければならない。ただし、同項の規

# 東京都条例案Ⅲ

定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、この限りでない。

一 当該表現活動が前条第一項各号のいずれかに該当するものであること。

二 当該表現活動が不生な差別発言に該当するものであること。

知事は、前条ただし書の場合に、直やかに委員会に報告しなければならない。この場合において、評議会が知事に對し、当該報告に係る事項について意見を述べることが出来る。

知事は、前条第一項の規定による特徴又は公表を拒否しようとするときは、あらかじめ評議会の意見を聴かなければならない。

## （評議会の設置）

第二十条 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に對して意見を述べざるため、知事の附属機関として、評議会を置く。

評議会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に關する重要な事項について調査審議するとともに、知事に意見を述べることが出来る。

## （評議会の組織）

第二十一条 評議会は、委員五人以内で組織する。

第二十二条 評議会の委員は、知事が、学識経験者その他適當と認めざる者の中から選定する。

第二十三条 委員の任期は、年とし、補欠の委員の任期は前項の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## （評議会の調査審議手続）

第二十四条 評議会は、知事又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により調査審議の対象となつてゐる表現活動に係る第二十条第一項の規定による申出を行った都民等に意見書又は資料の提出を求め、適當と認める者にその知つてゐる事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

評議会は、前項の表現活動を行った者に対し、相當の期間を定めて、書面により意見を述べさせる機会を与えることのできる。

第三十条 評議会は、必要があると認めるときは、その意見を認める委員に第一項の規定による調査を行わせることができる。

## （評議会の規定に關する事項）

第三十一条 第三十条に定めるもののほか、評議会の組織及び運営並びに調査審議の手続に關し必要な事項は、知事が別に定める。

## （表現の自由等への配慮）

第三十二条 この章の規定の運用に当たつては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 附 則

一 この条例は、公布の日から起算して、第三十一条から第三十二条まで及び第三十六条の規定は、平成二十一年七月一日から施行する。

二 第三十一条から第三十二条まで及び第三十六条の規定は、前条ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。

## （概要）

第三十二条のオリンピックビクター、パラリンピック競技大会の開催部局として、いかなる種類の禁制も許されないと、オリンピックビクター憲法に關する人権尊重の理念が、種族等に浸透した部局となるため、必要な規制を推進する必要がある。



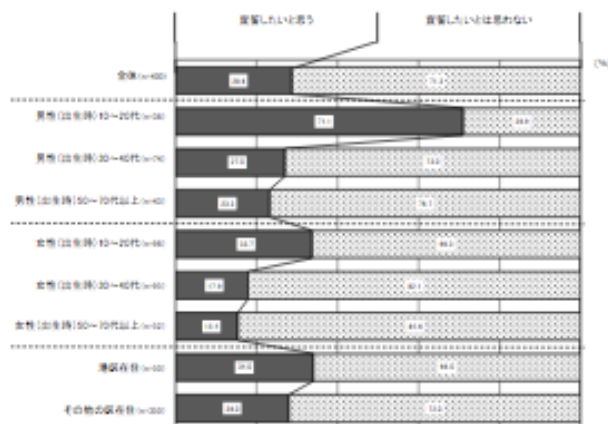
# 港区平成29年度インターネットアンケート調査報告書 性的マイノリティの方々への支援に関する調査(1)

## (3) 居住の自治体で「パートナーシップ宣誓制度」がある場合の宣誓意向

Q21 お住まいの自治体で「パートナーシップ宣誓制度」があれば、あなたは宣誓したいと思いますか。(選択問題 単一回答)	
(n=400)	(%)
1 思う	28.8
2 思わない	71.3

「思う」が28.8%、「思わない」が71.3%となっています。

図表4-4 居住の自治体で「パートナーシップ宣誓制度」がある場合の宣誓意向  
(出生時の性別・年代別/居住区別) (n=400)



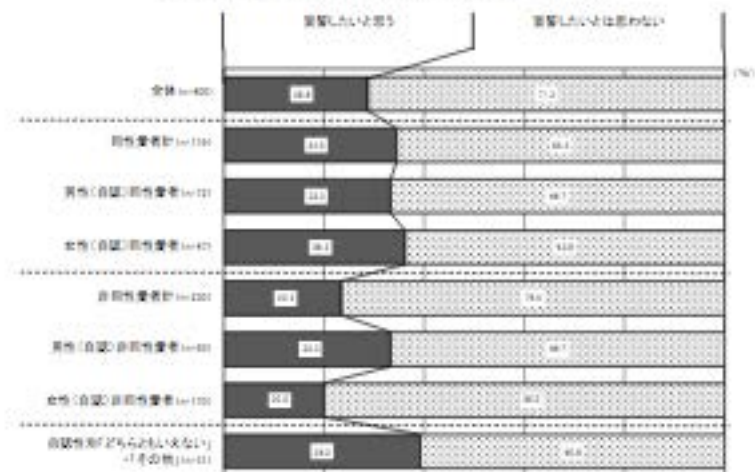
### 【出生時の性別・年代別】

出生時男性の10~20代は「思う」が33.1%で多く、30~40代は27.0%、50~70代以上は23.3%となっています。出生時女性の10~20代は「思う」が33.7%、30~40代は17.9%、50~70代以上は15.4%となっています。

### 【居住区別】

港区在住者は、「思う」が34.0%、その他の区在住者は28.0%となっています。

図表4-5 居住の自治体で「パートナーシップ宣誓制度」がある場合の宣誓意向  
(自認している性別・同性愛/非同性愛別) (n=400)



### 【自認している性別・同性愛/非同性愛別】

男性を自認している同性愛者は「思う」が33.3%、女性を自認している同性愛者は36.2%となっています。男性を自認している非同性愛者は「思う」が33.3%、女性を自認している非同性愛者は20.0%となっています。

# 港区平成29年度インターネットアンケート調査報告書

## 性的マイノリティの方々への支援に関する調査(2)

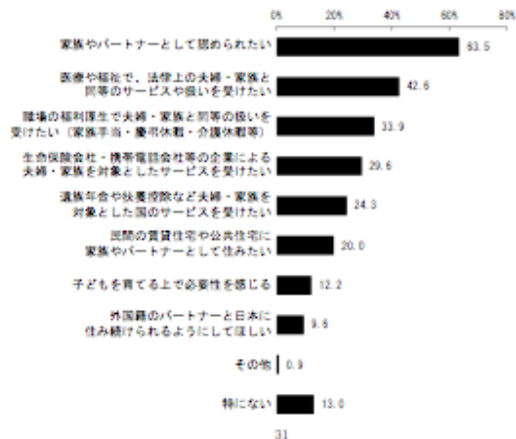
### (4)「パートナーシップ宣誓制度」の活用手段として期待すること

[Q21で「1 思う」を選択された方のみ]

Q22 「パートナーシップの宣誓制度」の活用手段としてあなたが期待することをお答えください。(複数回答可)

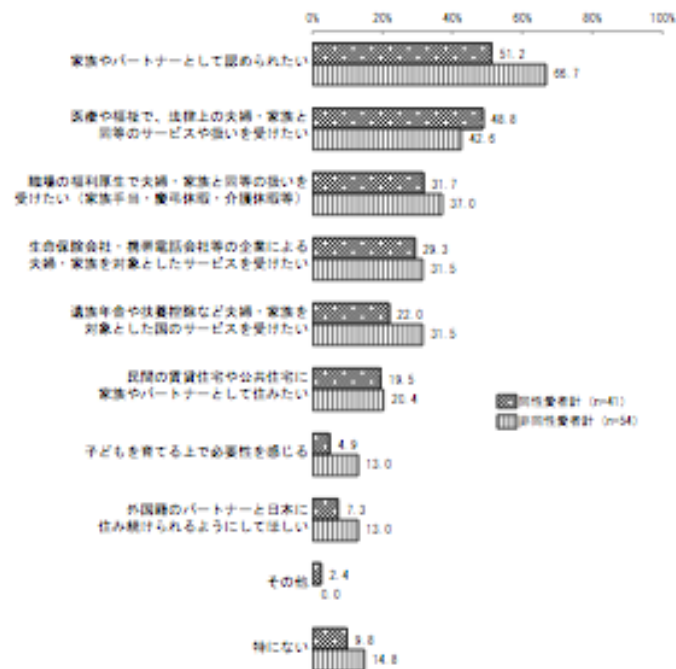
	(%)
1 家族やパートナーとして認められたい	63.5
2 医療や福祉で、法律上の夫婦・家族と同等のサービスや扱いを受けたい	42.6
3 職場の福利厚生で夫婦・家族と同等の扱いを受けたい (家族手当・慶弔休暇・介護休暇等)	33.9
4 生命保険会社・携帯電話会社等の企業による夫婦・家族を対象としたサービスを受けたい	29.6
5 遺族年金や扶養控除など夫婦・家族を対象とした国のサービスを受けたい	24.3
6 子どもを育てる上で必要性を感じる	12.2
7 民間の賃貸住宅や公共住宅に家族やパートナーとして住みたい	20.0
8 外国籍のパートナーと日本に住み続けられるようにしてほしい	9.6
9 その他( )	0.9
10 特にな	13.0

図表4-6 「パートナーシップ宣誓制度」の活用手段として期待すること  
(宣誓したいと思う n=115)



「パートナーシップ宣誓制度」を活用したい意向を持つ方では、「家族やパートナーとして認められたい」が63.5%で最も多く、次いで「医療や福祉で、法律上の夫婦・家族と同等のサービスや扱いを受けたい」が42.6%、「職場の福利厚生で夫婦・家族と同等の扱いを受けたい (家族手当・慶弔休暇・介護休暇等)」が33.9%、「生命保険会社・携帯電話会社等の企業による夫婦・家族を対象としたサービスを受けたい」が29.6%、「遺族年金や扶養控除など夫婦・家族を対象とした国のサービスを受けたい」が24.3%となっています。

図表4-7 「パートナーシップ宣誓制度」の活用手段として期待すること  
(同性愛/非同性愛別) (宣誓したいと思う n=115)



# 港区平成29年度インターネットアンケート調査報告書 性的マイノリティの方々への支援に関する調査(3)

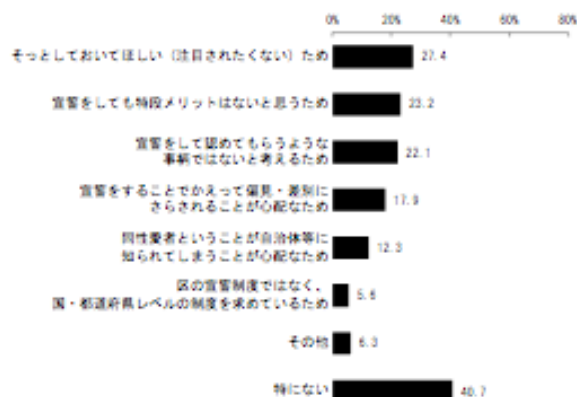
## (5) 「パートナーシップ宣誓制度」の宣誓をしたいと思わない理由

[Q21で「2 思わない」を選択された方のみ]

Q23 あなたが、自治体のパートナーシップ宣誓制度の宣誓をしたいと思わない理由を教えてください。(複数回答可)

	(%)
1 宣誓をして認めてもらうような事柄ではないと考えるため	22.1
2 宣誓をしても特段メリットはないと思うため	23.2
3 同性愛者ということが自治体等に知られてしまうことが心配なため	12.3
4 宣誓をすることでかえって偏見・差別にさらされることが心配なため	17.9
5 区の宣誓制度ではなく、国・都道府県レベルの制度を求めているため	5.6
6 そっとしておいてほしい(注目されたくない)ため	27.4
7 その他	6.3
8 特になし	40.7

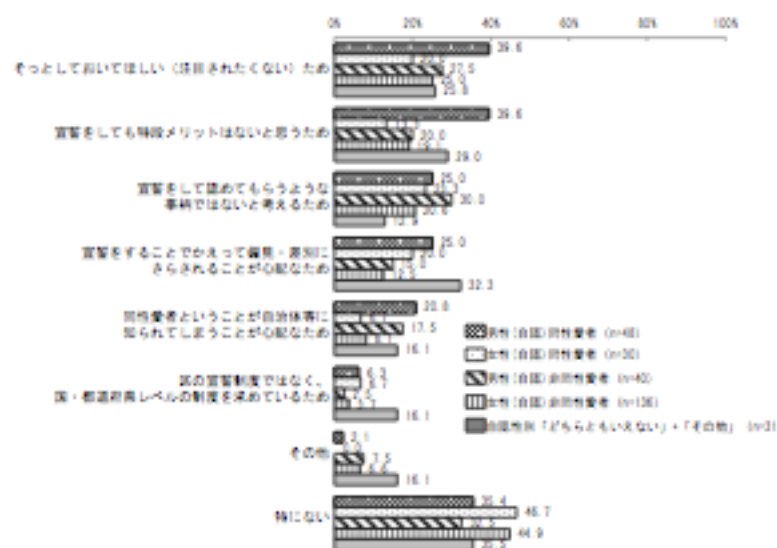
図表4-8 「パートナーシップ宣誓制度」の宣誓をしたいと思わない理由  
(宣誓をしたいと思わない n=285)



「パートナーシップ宣誓制度」の宣誓意向のない方では、「特になし」が40.7%で最も多くなっています。宣誓をしたいと思わない理由は、「そっとしておいてほしい(注目されたくない)ため」が27.4%、「宣誓をしても特段メリットはないと思うため」が23.2%、「宣誓をして認めてもらうような事柄ではないと考えるため」が22.1%、「宣誓をすることでかえって偏見・差別にさらされることが心配なため」が17.9%となっています。

「宣誓をして認めてもらうような事柄ではないと考えるため」が22.1%、「宣誓をすることでかえって偏見・差別にさらされることが心配なため」が17.9%となっています。

図表4-9 「パートナーシップ宣誓制度」の宣誓をしたいと思わない理由  
(自認している性別・同性愛/非同性愛別) (宣誓したいと思わない n=285)



## 【自認している性別・同性愛/非同性愛別】

男性を自認している同性愛者は「そっとしておいてほしい(注目されたくない)ため」と「宣誓をしても特段メリットはないと思うため」がともに39.6%で多くなっています。

# 港区平成29年度インターネットアンケート調査報告書

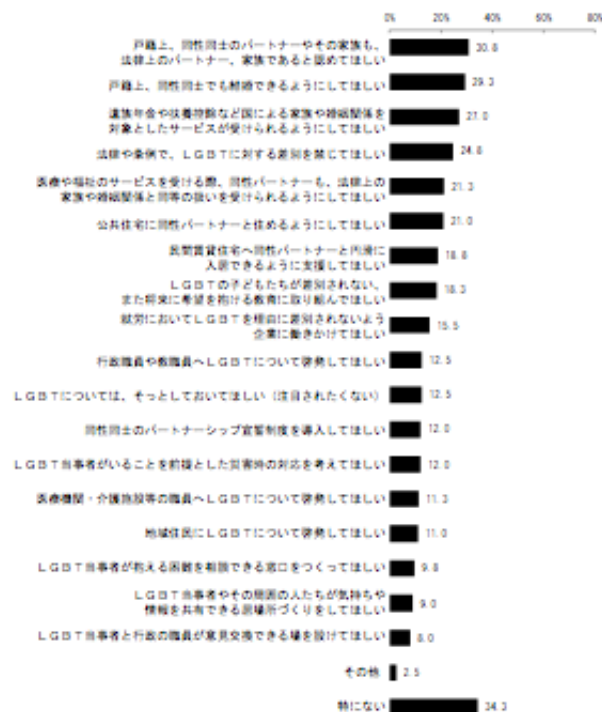
## 性的マイノリティの方々への支援に関する調査(4)

### (6) 行政に望むこと

Q24 あなたが行政に望むことを教えてください。(複数回答可)

(n=400)	(%)
1 戸籍上、同性同士でも結婚できるようにしてほしい	29.3
2 法律や条例で、LGBTIに対する差別を禁じてほしい	24.8
3 遺族年金や扶養控除など国による家族や婚姻関係を対象としたサービスが受けられるようにしてほしい	27.0
4 戸籍上、同性同士のパートナーやその家族も、法律上のパートナー、家族であると認めてほしい	30.8
5 同性同士のパートナーシップ宣誓制度を導入してほしい	12.0
6 公共住宅に同性パートナーと住めるようにしてほしい	21.0
7 民間賃貸住宅へ同性パートナーと円滑に入居できるように支援してほしい	18.8
8 医療や福祉のサービスを受ける際、同性パートナーも、法律上の家族や婚姻関係と同等の扱いを受けられるようにしてほしい	21.3
9 就労においてLGBTを理由に差別されないよう企業に働きかけてほしい	15.5
10 医療機関・介護施設等の職員へLGBTIについて啓発してほしい	11.3
11 行政職員や教職員へLGBTIについて啓発してほしい	12.5
12 地域住民にLGBTIについて啓発してほしい	11.0
13 LGBTの子どもたちが差別されない、また将来に希望を抱ける教育に取り組んでほしい	18.3
14 LGBT当事者がいることを前提とした災害時の対応を考えてほしい	12.0
15 LGBT当事者やその周囲の人たちが気持ちや情報を共有できる居場所づくりをしてほしい	9.0
16 LGBT当事者が抱える困難を相談できる窓口をつくってほしい	9.8
17 LGBT当事者と行政の職員が意見交換できる場を設けてほしい	8.0
18 LGBTIについては、そっとしておいてほしい(注目されたくない)	12.5
19 その他	2.5
20 特になし	34.3

図表4-10 行政に望むこと (n=400)

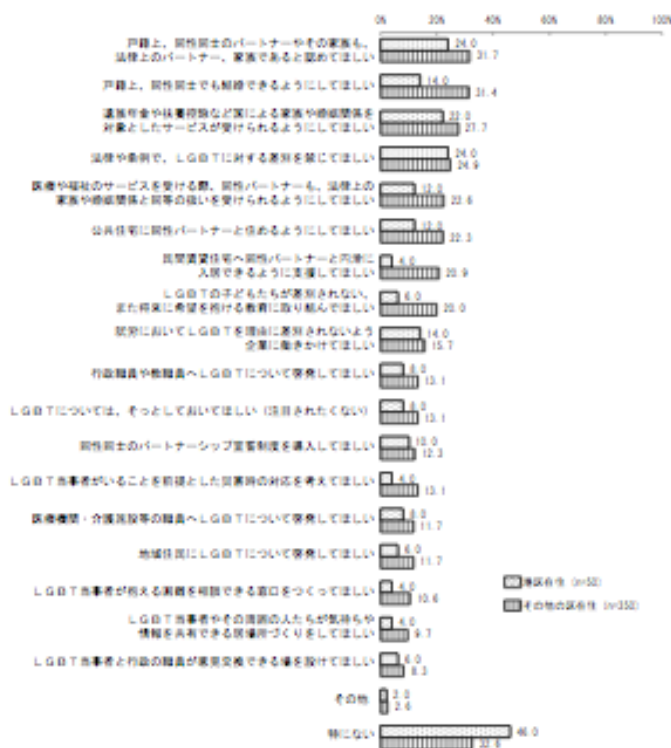


「特になし」が34.3%で最も多くなっています。要望では、「戸籍上、同性同士のパートナーやその家族も、法律上のパートナー、家族であると認めてほしい」が30.8%、「戸籍上、同性同士でも結婚できるようにしてほしい」が29.3%、「遺族年金や扶養控除など国による家族や婚姻関係を対象としたサービスが受けられるようにしてほしい」が27.0%、「法律や条例で、LGBTIに対する差別を禁じてほしい」が24.8%、「医療や福祉のサービスを受ける際、同性パートナーも、法律上の家族や婚姻関係と同等の扱いを受けられる

# 港区平成29年度インターネットアンケート調査報告書 性的マイノリティの方々への支援に関する調査(5)

ようにしてほしい」が21.3%、「公共住宅に同性パートナーと住めるようにしてほしい」が21.0%となっています。

図表4-11 行政に望むこと（居住区別）（n=400）



## 【居住区別】

港区在住者は「特にない」が46.0%と、その他の区在住者の32.8%と比較すると多くなっています。要望では、「戸籍上、同性同士でも結婚できるようにしてほしい」、「医療や福祉のサービスを受ける際、同性パートナーも、法律上の家族や婚姻関係と同等の扱いを受けられるようにしてほしい」、「公共住宅に同性パートナーと住めるようにしてほしい」、「民間賃貸住宅へ同性パートナーと同居に入居できるように支援してほしい」、「LGBTの子供もたちが差別されない、また将来に希望を抱ける教育に取り組んでほしい」はその他の区在住者で多く、港区在住者では少なくなっています。